

第五章 幕末維新期の真鶴

第一節 近世後期の小田原藩政

藩財政の窮乏
と村の動揺

一八〇九年（文化六）八月、真鶴村の百姓二七一人は、連名で清左衛門と伊右衛門の二人に一通の証文を差し出した（『資料編』近世No.159）。清左衛門と伊右衛門は代々真鶴村の名主を勤めていた五味家の一族で、当時も名主を勤めていたと思われる。この証文は、村方の困窮を理由に藩から借用した延米代銀の返済に窮した真鶴村の小前百姓一同が、清左衛門・伊右衛門の兩人に返納を肩代わりしてもらうかわりに、村方における酒の一手売りの権限を与えることを誓ったものである。返済に差し支えたのは近來の不漁に加えて、当年の秋が格別に不漁であったためであるという。真鶴村ではこの後一八三四年（天保五）の九月には、一説に二二八軒が焼失したという江戸時代で地域最大級の火災が起きており、まさに泣き面に蜂のありさまであった（『同前書』No.160）。

村方の困窮は岩村でも同様である。すでに岩村では石材業の不振から一八世紀の初め、正徳ころから漁業稼ぎへの転向をはかるが、それが真鶴村の漁業と競合したために両村の間で争論の火種ともなっている（『同前書』No.34～37）。その真鶴村の漁業もこの時期には不漁が続いていたというのである。こうした村の困窮は小田原藩

領に共通する問題であるが、それが一七〇三年（元禄一六）の大地震と一七〇七年（宝永四）の富士山噴火、そしてそれに続く酒匂川の氾濫といった災害の頻発によるところが大きいことは第一章で述べた通りである。とはいえ、例えば天保飢饉の救済として行なわれた一八三七年（天保八）の御手元金貸付けでは、藩領の村々に合計一一〇〇両の金子が貸し付けられたが、このうち真鶴村・岩村の所属する片浦筋組合八か村は一村平均で五両二分余を支給されており、これは全三三組合のうちの六番目にあたる（『二宮尊徳全集』第一五卷）。ちなみに隣の土肥筋組合六か村（湯河原町）は五両三分余で四番目である。もともと一番目は川村組合五か村で、二番目が三浦郡一七か村、三番目が津久井県一二か村であるから、駿河国御厨領（御殿場市周辺）を含めた城付領でいえば、それぞれ四番目と二番目にあたることになる。天保飢饉の影響の度合いが問題ではあるが、富士山噴火の被害も少なく、酒匂川筋にも位置していない真鶴周辺の村々が、この時期にはそれらの村々以上に困窮していたことは確かであろう。

こうした村々の困窮は、個別の村の事情以前に、江戸時代中期以降の村方にとって構造的なものである。江戸時代も半ばを過ぎると村の内部にも貨幣経済が浸透し、社会の構造自体が大きく変動をきたしてくるのである。それは全体的な生活水準のレベルを押し上げ、ある者は富を集積して経済的にも身分的にも上昇していくが、他方では貨幣経済に深く組み込まれることで、貧窮して没落する層を多く生み出し、連鎖反应的に村を困窮に追い込むことにもなる。ましてや田畑における生産が期待できない真鶴周辺の村々では、漁業を中心とした海の産業や、あるいは特産物としての石材業の衰退はそのまま村の衰退へとつながっていく。真鶴周辺の村々は、もともとこうした産業によって貨幣経済に深く組み込まれていただけに、そうした影響を強く受けたことが考えられよう。そして村の疲弊はそのまま藩財政の危機をも増大させることになる。

兵農分離のもと、領主の家政と藩の財政が未分離なまま都市での消費生活を余儀なくされた領主層の経済は、年貢収納の頭打ちや村の疲弊とあいまって次第に疲弊の度合いを深めていく。江戸時代中期以降における藩政の停滞や藩財政の窮乏といった問題は、幕藩制というシステムの構造そのものに由来する問題でもある。それだけにそうした状況からいかに脱却するかは、どの藩にも共通してみられる課題ではあったが、小田原藩の場合、先に述べたさまざまな災害がその後の藩政を強く規制していったところに大きな特徴があった。すでに一七二一年（正徳元）には元禄の地震と宝永の富士山噴火による砂降りや年貢が減少し、借財がかさんだとして家臣の手取り米（俸禄）を半分に減らすことを申し渡している。その後も家中の減米は続くのであるが、一八世紀半ばの明和期にはそれもピークに達し、とくに小給の者には月々の端米を袋に入れて渡し、これを「明和の袋米」と称したという。

改革の気運

もちろん小田原藩としてもこうした事態に対して手をこまねいてはいたわけではない。すでに一七五七年（宝暦七）四月には江戸・小田原の御幕方が「根元」の不足で、借用をもってようやく凌いでいるありさまであるとして、藩主大久保忠興^{ただおき}直々にその改正を命じ、真名子要右衛門・山田典治・吉岡太七の三人に取扱方を命じている。また地方支配^{じかた}についても一七六〇年（同一〇）に勸農の推進や儉約・風俗取締りなどを強化した一三か条の郷中条目を新たに発して村の立て直しをはかり、さらに一七六三年（同一三）には村方の荒地田畑の自力開発を奨励する申渡しを行なっている（『県史』資料編5 No.57・58）。

それでも藩財政はいっこうに回復の兆しをみせなかった。忠興の後を継いだ忠由^{ただよし}も翌一七六四年（同一四）三月には御賄方趣法の改正を申し渡す一方で、領内の村々に対しては先納金として年貢の前借りを命じるありさまであった。その間にも家中の扶持米の減少は続き、一七六七年（明和四）には家中に対して格別の儉約を命じて

いる。このころが財政窮乏のピークであったことは先に述べた通りである。そうした傾向は一七六九年（同六）に家督を継いだ忠顥ただぎの代になっても続いたが、それでも一七七三年（安永二）三月には富士山の噴火による砂降りの被害から一度立ち直ってきたことを受けて、これを再把握するために領内の地押改めを実施する一方、一〇月には災害などの備えとして村々に社倉の取り立てを命じている（『県史』資料編5 No. 60・61）。さらに一七九四年（寛政六）三月には財政難を理由に、砂降り以来の減免をやめて年貢率を引き上げるとともに、これを定免じようめんとして固定化する旨が申し渡された（『同前書』No. 66）。江戸時代後期の社会状況の変化のなかで右往左往しながらも、藩政は新たな展開を示しつつあったのである。しかしながら、それらも抜本的な政策であったとはいえず、そこに次代の藩主大久保忠真ただまねによる改革の必然性があったといえよう。

名君忠真の登場

忠真は忠顥の嫡男として一七八一年（天明元）二月に江戸の藩邸で生まれた。忠真が病を得た父忠顥の後を受けて家督を相続したのは一七九六年（寛政八）一月のこと、時に一六歳であった。その忠顥が一八〇三年（享和三）六月に没すると、忠真は直ちに七月六日に総家中に対して告諭を申し渡し、旧弊の改革を宣言した（『二宮尊徳全集』第一四巻）。累年の御勝手向不如意による扶持米の減少などで家中もことのほか困窮が激しく、また領内の町や村の困窮も激しいという現状にかんがみて、「国家」をあずかる「身分」として、幕府の軍役を「全備」し、勤め向きに手支えがないように、かつ家中末々まで扶助が相応に行き届いて「皆共安居」いたすように、さらには領内の万民も「安具」いたすように「真実」を尽くしたい。そのためには「一同一和」の協力が必要であり、ともかくも旧弊を改正して「省略」に努めなければならないというのである。そして一二月にはここにも示された領内の困窮に対する認識を前提に、領内の村々に対して、質素儉約・風俗の矯正などに関する申渡しを行なっている（『県史』資料編5 No. 67）。

一八〇三年の旧弊改革の宣言はまさに、忠真の改革に対する決意を表明したものであったが、しかしこの後忠真は大坂城代、京都所司代を歴任するために、具体的な政策そのものはあまりみられない。地方に対する政策としては、国産方を設置して領内の産業を育成しようという政策が一八一一年（文化八）ころからみられるが、それも大きな成果を上げるにはいたらなかったようである。忠真の改革が本格化するのには老中に就任して江戸に戻る一八一八年（文政元）からのことである。この時期はむしろ、忠真自身が幕閣の要人に昇進することによって、その役得や役職に対する幕府からの手当、拝借金（の優遇処置などをテコに、藩財政の建て直しをはかろうとしていたと考えられる点が重要であろう。また、この忠真の昇進に関しては、根府川村（小田原市）の石丁場を取り仕切っていた名主の広井長十郎が、その商売による人脈をつてに昇進に尽力したことが知られている（『根府川の歴史』）。残念ながら、真鶴村や岩村の動向は知りえないが、石切商売がそうした方面でも活用された点は注目に値しよう。

酒匂河原での教諭 老中に昇進した忠真は江戸への帰途小田原に立ち寄ったが、この際に酒匂川の河原に領内の村役人が付けられて領内の村々に配布された（『南足柄市史』2 No.10）。この前文によると、京・大坂での勤めを終え、帰府に際して郷中を見渡したところ、何となく「近來惣して相流」れているように見え、このままでは困窮におよぶことは必定であり、誠に嘆かわしい次第である。老中を勤めている間は在城もかなわないので、よい機会であるから、「一体の心掛」を「荒増申論」すというのである。

忠真の教諭は、①風俗を慎み、「世並」の弊習に流されず、「古風」を失わないこと、②困窮の元は奢（おど）りにあるので、常々慎むこと、③本業に励み、土地相応の余業を選び、藩からの「救ひ」や「用捨」をあてにせず、諸事

申し付けを守ること、④「人々身の分限」をよくわきまえ、己の「分」に過ぎたことをしないこと、⑤名主・村役人は「一村の盛衰」にもかかわることなので、何事も親切に心を尽くすこと、⑥藩役人の出郷に際しては無駄な出費を防ぎ、もし難題を申し付けるものがあつたならば訴え出ること、の六か条からなっている。またこの時忠真は、教諭と同時に「郷中奇特のもの」や「孝心もの」に対する褒賞を行なっているが、これらはまさに、忠真の領内への改革、とりわけ民政改革に対する決意と熱意を表すものであり、それを領民の目に焼きつけるための一大デモンストレーションであつた。もちろん、この時の教諭がその後の改革の基本となつたことはいうまでもない。それだけにその後の政策は迅速であつた。

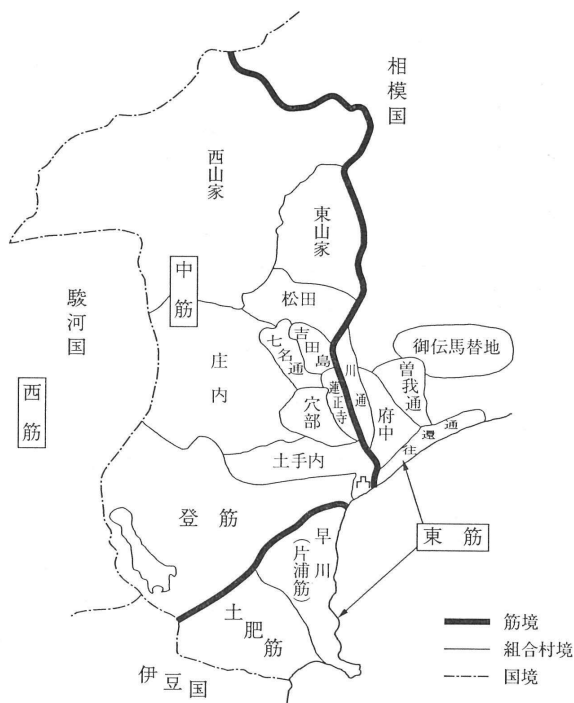
まずこの一八日には、城内三之丸の御用所前に訴状箱が設置され、翌一二月になると、村方の取締りのために領内の名主のなかから「取締役」と称する役職を取り立てる旨の廻状が出された（『御殿場市史』第一巻）。これらの取締役はそれぞれ東筋・中筋・西筋といった領内の行政区分を基準として設置されていた。こうした行政区分がすでに稲葉氏の時代から設定されていたことは第一章で述べた通りであるが、大久保氏の後年にみられる各筋は稲葉氏のそれとはかなり異なっていた。この当時東筋と中筋は相模国内の領地に限られ、東筋は酒匂川東岸の五〇か村前後の村々に、真鶴村から湯河原町にかけての沿岸の一四か村を加えた地域からなり、中筋は酒匂川西岸の村々に北は松田町・山北町、西は箱根町にかけての地域を含む一〇〇か村余の村々からなっていた（次頁図参照）。この東筋・中筋にはそれぞれ二人の取締役が置かれ、これとは別に土肥筋に一人取締役が任命されている。これは土肥筋が東筋のなかでも地域が離れているための措置であると思われる。また、この地域には土肥筋のほかに片浦筋と称する地域があつたが、両者は一括して扱われることも多かつたので、この土肥筋の取締役の支配管轄に、真鶴村や岩村が含まれる片浦筋を含んでいたと考えても差し支えないであろう。土肥筋の取締役

に任命されたのは宮上村（湯河原町）の名主三郎左衛門である。一方西筋は駿河国・伊豆国の飛び地領であるが、ここでは「御厨」「富士筋」「豆州」と、飛び地の地域的なまとまりごとに二人の取締役が設置されている。

一二月の廻状によれば、取締役は任命に際して藩から「隠密」の書付をいただき、領内村々の内情を把握してこれを監視し、報告すること

を命じられていたという。忠真による酒匂河原での褒賞は取締役の報告をもとに行なわれたものであった。もつとも

こうした「取締役」の設置はこれが最初というわけではなく、すでに一七九八年（寛政一〇）五月に幕府の取締役設置令（『牧民金鑑』上巻）に応じて、小田原藩領内でも組合村を単位に組頭クラスの村役人を若干名任命している。ただ、この時は幕府の命令にしたがったもので、これを積極



相模国の組合村概念図（天保2年）

註）天保2年「御領分村々組合覚帳」（小田原市立図書館蔵片岡文書）をもとに作成した。

的に藩政のなかで活用することはなかったようであるが、この文政元年の取締役は藩の主体性によって設置されたもので、取締役制はその後の藩政、とりわけ地方支配のなかで中心的な役割を果たすようになってくるのであった。しかしながら、翌年になると改革の進展にもなつてこの取締役制も新たな展開をみせることとなる。

組合村と取締役

一八一九年（文政二）六月、小田原藩は郡奉行の名で相模国・駿河国・伊豆国領分の村々に対して新たに「厳敷」儉約令を發布した（『県史』資料編5 No.73）。この儉約令は、前文で忠真の教諭六か条の趣旨を徹底するように申し渡したうえで、第一条において儉約筋の実行のために「組合限取締世話役」の設置を、また第二条では困窮の村方を救うために企画した「難村助成趣法」の励行を命じている。こうした儉約取締りの強化と難村の復興が、忠真の教諭の趣旨を具現化し、徹底させるための政策の柱となったのである。

難村助成趣法とは、いわゆる頼母子講・無尽講の一種で、一回に一口一両掛けで五〇〇口五〇〇両を集め、これから当り廻^{めぐ}り二口八〇両と世話人への手数料や必要経費三〇両を差し引いた残り分の三九〇両を会ごとに積金とし、一割の利息を付けて難村に一〇か年季で貸し付けるといふものである。趣法の年季は一〇か年とされ、会ごとくに一口一五両を藩の台所から出資することとした。さらに各村には縄ないなどの余業を命じ、その日銭を積み立てる日掛銭の趣法を組み合わせて貸付金が延滞した際の保証にあてている。すなわちこの趣法は、基本的に在地の資金―融通に依存して難村助成のための資金を捻出しようとしたものであった。

在地に依存する体制は取締役も同様である。ただ、この時の「組合限取締世話役」が前年の取締役と異なるのは、まずその構成が領内の各筋および飛地領のまとまりを単位としていたものから、組合村ごとに名主クラスの村役人を二〜四人任命したことであった。そのためにここで新たに設置された「組合限取締世話役」は、単に組合取締世話役あるいは組合取締人、組合取締役などとも呼ばれていた。

取締役設置の単位となった組合村は、小田原藩独自の地域区分で、すでに一八世紀中葉の明和期にはその存在が確認されるというが、いつごろ編成されたのか、詳しいことは不明である。図(371頁)は一八三二年(天保二)段階での相模国内の組合村と筋との関係を示したものである。この当時東筋には酒匂川左岸に五組合と、真鶴方面に二組合があり、中筋には一〇の組合があった。真鶴村と岩村は当時早川組合八か村に含まれていたが、この八か村は片浦筋と呼ばれていたことから、一般的には片浦筋組合と称することが多かった。また、片浦筋八か村と土肥筋六か村は片浦筋土肥筋組合一四か村として一括されることもあって、一様ではない。それぞれの地域の独立性と藩の行政的な地域区分との相剋を示すのであろうが、それがそのままこの地域の地域的特質ともなっていたのである。ただ、この段階で早川(片浦筋)組合と土肥筋組合がどのように扱われ、また誰が組合取締世話役に任命されたかについては不明である。

いずれにしろ、こうした組合村を地方支配のための組織として積極的に活用しようとしたこと自体が忠真の地方政策の特徴であった。そのためにこの中核となる組合取締世話役に対しては、先の儉約令とあわせてその心得が申し渡されている。村々が難渋に陥る原因は、世間の風俗に流れ、儉約筋を怠り、難渋であつてもほかと競って無理をして金銀を費やし、耕作やそのほかの「職之道」をおろそかにしているためであるとして、農業に精を出すのもちろんのこと、そのほかに儉約筋を厚く守らせるようにというのである。無駄な出費を省き、その根源となる風俗を矯正し、本業の出精をうながすために、百姓の生活全般を監視することが組合取締世話役に求められた役目であった。それはまさに、この時期の村社会・地域社会の変動に対応しようとするものであったといえよう。

しかしながら、この組合取締世話役は期待したほど機能しなかったとみえて、一八三一年(天保二)には改め

て一組合に一人ずつ取締役を置くこととなった。これを組合取締役と呼んでいる。これは一八二八年（文政一一）からはじまる「十ヶ年御勝手向改革」に応じた措置であった（後述）。

儉約令と議定書

ところで、先の儉約令には一つ注目すべき文言がみられる。「衣類・手道具、吉凶ニ付飲食・振舞・附届」などについて、失費がないように組合村または一村限りに申し合わせを立てるようにと命じていることである。文政二年（一八一九）七月の日付をもつ、真鶴村・岩村を含む九か村の「儉約取締議定帳」はこれを契機に定められたものであった（『湯河原町史』1近世編No.69）。奥書からこれが組合の議定書であることは確かであるが、片浦筋のうち五か村が連名に加わっておらず、また、奥付には箱根町方面の組合村である「上り筋（登筋）村役人」という記述もみられるので、議定に参加した村々についてはなお検討が必要であろう。ただ、議定書の具体的な内容をみる限り、この主体が片浦筋と土肥筋の組合村であったことは疑いないところである。

このように六月の儉約令を契機に締結された議定書としては現在、中筋東山家組合（松田町 虫沢区有文書）、同松田組合（山北町 鈴木隆造家文書）、東筋川通組合（松田町 間宮恒行家文書）のものが確認され、村方の議定書として府川村（小田原市）のものが現存している（『県史』資料編5 No.75）。東山家組合の議定書によれば、この議定書は六月二日に開かれた「取締会合」での相談をもとに、改めて二九日に組合村で相談して決めたものであるという。この「取締会合」は組合取締世話役による会合とみて間違いないと思われるが、藩当局は先の儉約令の趣旨をこうした議定書の締結を通じて村々に浸透させ、その自律的な意志を呼び起こしていったのである。これらの条文を大まかに分類してみれば、①法度・条目の遵守、②博奕・賭之諸勝負の厳禁、③衣類や手道具、食事などの諸風俗や生活に関する規制、④神事祭祀や遊興の規制、⑤仏事・葬礼や祝儀不祝儀などの家

内儀礼の規制、⑥寺社の勸化に対する規制、⑦耕作の出精や諸職人の雇い方、日雇など労働に関するもの、⑧村入用の儉約、⑨役人の見廻りに関する規定となる。どの議定書も基本的には同じ系列のものであったが、それでも各々の議定書を手細に比較検討してみれば、それぞれの組合村ないしは村に下ろされた段階で、それぞれの実情に応じてかなり手を加えた跡がみられる。このなかでもっとも条文の内容が詳しいのは府川村の議定書二八か条であるが、組合村の議定書のなかでみると、二二か条にわたる片浦筋土肥筋組合の議定書がもっとも詳しく、かつ厳しい内容となっている。

このなかでもとくに特徴的なのは、④神事祭礼・遊興に関する規制と⑤家内儀礼に関する規制である。第一条目で神事祭礼を手軽にすることを申し合わせているのは、すべての議定書に共通してみられる条文であるが、ここではさらに当分の間、屋台は出しても唄囃しは禁止とし、あわせて目立つような衣類の着用と他村の若者に対する酒などの振る舞いを禁じている。真鶴村における貴宮明神の祭礼とのかかわりが注目されるところである。また、第九条目では平日に人を集めて酒盛りをすることを禁ずるなかで、とくに風祭りや漁方浦祭り、あるいは祝い日・五節句などでの飲酒を慎むことを取り決めている。具体的な内容は不明ではあるものの、「漁方浦祭」はまさに海浜に位置する村々にとって固有の祭礼であり、それが次第に華美になって村の風俗を乱しているという認識がその根底にあったことを読み取ることができよう。さらに第十九条目の「毎年正月才神御幣競」という祭礼における子供の役割についても、ほかの議定書に表れないものだけに興味をもたれるものである。

一方家内儀礼については、第二〇条目で毎年正月に村々で結婚した者の家に集まって若者が酒盛りをするという習慣を改め、若者宿へばかり軽く提酒を差し遣わし、宿元で質素に祝うように定めている点が注目されよう。第一条目の条文を含めて若者、とりわけ若者宿に関する条文が出てくるのはこの議定書のみであり、漁業そし

て海での生活と若者仲間や若者宿とのかかわりが、内陸部の村々に比べて強かったことが考えられる。いずれにしろ、こうした神事祭祀や遊興、そして家内儀礼に関する規制がほかと比べて厳しいのは、片浦筋土肥筋組合の海に面した村々が、その海を通じて江戸をはじめとする他のさまざまな地域と結びつき、それぞれの習俗をその内部に昇華させた民俗行事や生活が発達していたためであったと思われる。質素儉約を旗頭に、村々の風俗や生活の全般に対して規制の網がかかる時、そうした一面では豊かな民俗事象も、逆にそれゆえに一段と強い規制がかけられるのである。もっとも、これがあくまでも議定書である限り、そこには議定書締結の主体である村役人層の、風俗の混乱にともなう村の動揺を抑えようとする意図が働いていたことも事実である。そうした在地の側の「主体性」もまた藩当局の期待するところであった。その意味では議定書の第五条目で、孝人や奇特人・耕作の出精人などを「御上」に届けて褒美を願ひ出、村方においてもそれらを寄合などの席で上座に据えるという処置を取り極めているのは、質素儉約という大義名分が、村の家格や序列をも変えていくという点で画期的なものであったといえよう。

十ヶ年御勝 忠真による改革の主眼の第一は藩財政の立て直しにあったから、こうした地方支配の引き締めや手向御改革 難村の復興はその基礎固めのために必須の要件であった。一八二〇年（文政三）に二宮金次郎の

意見書を取り入れて改正新升を採用したのも、藩財政の基礎となる年貢徴収体制の改正をめざしたものであった。またこの年の十二月には家中の窮乏対策として、藩主の御手元金の貸付けを行ない、翌年三月には台所金一〇〇〇両を基礎とした家中への貸付金制度を設けている。この貸付金制度については、領内の村々に対しても組合村を通じて加入金を募っている。さらに、一八二二年（同五）の一月には城内三之丸に藩校諸稽古所を設置して、士風の刷新と文武稽古の督励をうながす体制の基礎固めを行なった。こうした矢継ぎ早の政策は、藩財政

の立て直しを第一としながらも、忠真の改革が藩政の全般にわたっていたことを示すものである。

実際こうした政策の成果もあって、忠真の代には年貢の収量も前代に比べて一か年平均で二割近くの増加を示している。とはいえ、それだけで藩財政が好転するはずもなく、現実には上方や江戸の商人からの借財や、彼らを相手にした無尽講などに依存せざるを得ないこともまた事実であった。また、この文政期には一八二三年（文政六）に起こった酒匂川の水害などの影響もあって、かえって年貢の減少をみている。そうした現状を勘案してのことであろう、一八二八年（同一一）一月に忠真は、改めて一〇か年の御勝手向改革を宣言している（『二宮尊徳全集』第一五巻）。

藩財政の抜本的な立て直しをめざすこの改革宣言では、まずその基礎として、関東御朱印高のうち四割をもって収入の土台とし、このうち四割を藩主の入用、六割を家臣の扶持米にあてることとした。そのうえで藩主自身がか先頭に立って諸般について一〇か年の儉約をめざそうというのである。さらにこれを契機として、代々御番帳入（土分）の家臣のうち、切米や扶持米取りの者の禄を知行高に直すといった処置も行なわれている。こうした政策の基本方針はすでに八月の段階で決まっていたのであるが、この八月にはさらに藩役人の大幅な削減と役職の統廃合が断行されている。藩運営におけるリストラの断行である。

表1はこのうち民政と財政の分野における役人の任免を示したものである。この両分野が改革の最重要課題であったことはいうまでもないが、ここではまず御勝手方年寄を勤めていた吉岡儀大夫がその任を解かれ、かわって服部十郎兵衛が新たに御勝手方頭取に任じられている。さらに御勝手方へのテコ入れとして、御用人と大勘定奉行もすべて入れ替えとなっているのである。続いて地方関係の役人では、郡奉行では千賀衛守が御免となっただけであるが、町奉行・寺社奉行は全員御免となり、これにあわせて代官以下の諸役人も大きく様変わりしてい

表1 1840年(文政11)8月の藩役人任免表

任免	役 職	役 人 名
御 免	御勝手方年寄	吉岡儀大夫
	御用人	石原五郎左衛門、高月左次馬 近藤吉左衛門(当勤御用人)
	大勘定奉行	大橋利十郎、湯沢林内、平田権八
	吟味役	小川由右衛門
	郡奉行	千賀衛守(町奉行・寺社奉行は全員御免)
	代官	神谷儀作、野崎貞六、荒川啓助
	大川通川除・村々堰川除方改役	杉山伴右衛門、井上龍左衛門 佐藤伊野右衛門
	堰川除開発方	村山儀平治、竹井太治兵衛、福岡善平 菊間鉄蔵
新 任	大川通川除方	星崎大作
	御家老御勝手方頭取	服部十郎兵衛
	御用人	早川茂右衛門、堀江作助、牧島隼太 三幣又左衛門(三奉行兼帯)
	大勘定奉行(御普請奉行兼帯)	鵜沢作右衛門、岩崎市左衛門 深水程右衛門(代官他兼帯)
	吟味役(大金奉行兼帯)	川崎喜久右衛門、青柳清左衛門 浅沢治郎左衛門、市丸佐十郎
	寺社奉行、町奉行、郡奉行兼帯	竹内藤左衛門、坂部与八郎、松下良左衛門 三幣又左衛門(御用人兼帯)
	代官、大川通川除・村々堰川除 開発方改役、御貸物取立役兼帯	松井恭助、森為右衛門、塚部伊津右衛門、 川口澁右衛門 深水程右衛門(大勘定奉行兼帯)
	浦代官、寺社奉行・町奉行・郡 奉行手代、大川通川除方・堰川 除開発方兼帯	村田沖右衛門、木立順助
	寺社奉行・町奉行・郡奉行手 代、大川通川除方・堰川除開発 方兼帯	田中伊三郎、山崎金五兵衛、小林涌右衛門 分部喜多右衛門、進藤碩弥
	代官手代、納方諸小奉行	清水仁三郎、目良貞兵衛、馬場紋吉 大芝基助、洞田吉太郎

(註)・文政8年4月「御触書并要用控」(小田原市蓮正寺 小沢傲男家蔵)。「文政9年より願書向外留書」(小田原市中里 原正家蔵)。文化7年より「小田原御用向日記控」(滋賀県日野町 近江日野商人館蔵山中家文書)天保元年より「惣益一条」(小田原市立図書館蔵片岡文書)を総合して作成した。

・()内の兼帯の記載は天保4年「小田原領明細調 巻」『二宮尊徳全集』第14巻による。

る。しかも新役人の任命に際しては、役職の組織自体が大きく変更されているのである。その核となるのが、いくつかの役職を併合して「兼帯」することであった。まず実務レベルでの民政のトップとなる寺社奉行・町奉行・郡奉行の三奉行が兼帯となったのははじめとして、代官以下手代層などの諸役人も川除方や開発方などのいくつかの役職を兼帯する体制がとられた。しかも従来代官は東・中・西筋の各筋ごとに二人ずつ任命されていたが、この改正によってそうした代官の筋分支配を廃止して、一同で領内一円を管理することとなったのである。

藩役人の大幅な削減は、役米の支給などの経費を抑えることで藩財政への圧迫を軽減しようとするものであるが、忠真はこれとあわせて役職の統廃合を進めることによって、肥大化した組織を整備し、それぞれの実務能力を高めることをめざしたのである。御勝手方に対するテコ入れはもちろんであるが、こと地方支配に関しては、それによって三奉行―代官―手代が全体として民政を管理する集中的な支配体制が敷かれることとなったのである。

先述した一八三一年（天保二）における取締役の再編は、こうした「十ヶ年御勝手向改革」における地方支配の強化を受けてのことであった。その趣旨を徹底するために、このような中間的な組織を強化する必要があるであろう。これに対して相模領のうち一四組合の組合取締役は、八月に「村々取締条々」という村方の取締りに関する申し合わせを藩当局に提出することによって、その秩序維持を求めている（『小田原市史』近世Ⅲ No.13）。このなかでとくに注目されるのは、村方取締りの実をあげるために、一村限りに「誠実成者」二人を取締役として任命したいと申し出ていることである。これは後に村方取締役あるいは小前取締役と呼ばれるもので、後年には禁を犯した者の宥免願いを出したり、若者仲間の取締りを行っていたことが確認できる。ともかくこれを契機に、組合取締役―村方取締役によって郡中―組合村―村方を相互にカバーする重層的な取締りの体制が敷かれ

ることになったのである。

志半ばにして

一八三五年（天保六）七月、忠真は改革の年限が残り二年となったところで、改めて体制の引き締めをうながす直書を出している（『二宮尊徳全集』第一五巻）。とりあえず順調に運んでいるとはいえ、改革はまだ半ばであり、飢饉などの新たな問題も大きな影を投げかけていた。課題はまだまだ山積みである。しかも五月には老中首座となり、一〇月には御勝手掛老中の一人勤めを命じられたから、幕閣としての職務も次第に繁忙となっていた。しかしながら、改革を進めていくうえでもっとも大きな障害となったのは、ほかならぬ忠真自身の病であった。

一八三七年（同八）二月に入ると忠真は、口中の病で江戸城への出仕すらできない状態になっていた。それでも改革への熱意が衰えることはなく、二月七日には江戸瀧口の屋敷に二宮金次郎を呼び出して小田原領への仕法を命じている。金次郎は忠真の命を受けて、一八二二年（文政五）から大久保家の分家である旗本宇津家の下野国桜町領（栃木県真岡市・二宮町周辺）の復興にあたっていたが、その桜町領における一六年におよぶ仕法の成果をみてのことであった。御勝手方御用人から下された仕法命令の演説書によれば、思召しをもって金一〇〇〇両を与えるので、桜町領での「善種」＝報徳金を加えて、領内への「報徳金貸付之道」を存分に取り計らい、ゆくゆく「御安堵之道」を生み出すように出精せよというのである。一介の農民に領内の建て直しを委任したわけであるから、忠真としてもやはり大きな決断だったのであろう。仕法を命じる際に忠真は直々に声をかけるつもりであったが、もはや目通りも叶わない状態であったという。そしてこれが忠真にとって最後の仕事となったのである。

課題はまだまだ山積みであったが、「十ヶ年御勝手向御改革」の仕上げを見届けることもなく、ましてや金次

郎による仕法の行く末をみることもなく忠真は、三月一九日、藩政の改革にかけた五七年の生涯を静かに閉じた。忠真の人物を高く評価していた水戸藩主の徳川斉昭もその死を大いに悼んだといわれている。

忠真の死から四か月後の七月一八日、喪が明けたところで改めて家中に対して忠真の遺書が示された。大名の家に備金がなければ、武門の心掛けに欠け、不忠節のいたりであるとして、年来自分の手元に蓄えておいた一万両を代々へ譲り渡すようにするのである。しかもこの金は軍事に関する入用以外には一切使ってはならないという。最後の最後まで藩の行く末を思いやり、なおかつ譜代藩としての責務、さらには幕閣にあった責務をまっとうしようとした忠真であった。この後小田原藩は異国船の渡来にともなう海防軍事体制のなかに本格的に巻き込まれ、さらに幕末の動乱へと引きずり込まれていくのであるが、忠真の遺書はまるでそうした事態をあらかじめ見通していたかのごとくである。

役方筋分

忠真の後を継いだのは一八三一年（天保二）に二二歳で死去した嫡男忠修ただのぶの子仙丸（のち忠愨ただなお）で、当時五歳であった。大黒柱を失った小田原藩ではあったが、しかし時代は待つてはくれない。ましてや藩主が幼少であるだけに、藩政を滞らせないために早急にこれを補佐する集団的な指導体制を確立する必要があったものと思われる。その間の事情は明らかではないが、忠真の遺書が公表されるとすぐに領内の支配に関して新たな変更が申し渡された。「十ヶ年御勝手向改革」の際に代官の筋分が廃止されて、三奉行―代官を中心とする一領支配が実施されたことは先に述べた通りであるが、八月から九月にかけて郡奉行・代官以下の地方役人が改めて筋分となったのである（『御殿場市史』第一巻）。これにあわせて三奉行の兼帯も解除となり、代官・手代衆も若干ではあるが増員となった。省力化と効率化による集中的管理をめざした忠真とは異なり、支配管轄の再編による支配の強化をめざしたのであらう。

この役方筋分を受けて中筋では、九月一二日に新たに中筋掛りとなった入江万五郎ら三人の代官が、組合取締役を入江の屋敷に呼び出して村方の取締りに関する心得を申渡している（『南足柄市史』2 No.12）。おそらく東筋・西筋でも同様であろう。二五か条におよぶ申渡しの内容は、つまるところ組合取締役と組合村を中心として村の立て直しと取締りを強化しようというものである。その後の藩政のなかで組合取締役はまさに政策遂行のため、したがって地方支配の中核となっていくのであるが、この時の申渡しはこれを本格的に活用していくことの宣言ともいえるものであった。

こうした傾向はこの時期はかならず幕府の政策と連動して次第に領内に浸透してくる。幕府は一八三六年（天保七）ころから関東取締出役を積極的に活用して、銭相場と物価の引下げ、囲米、酒造制限、河川普請の監察、鉄砲改めといった政策を遂行させている。関東取締出役とは、幕領や大名領、旗本領、寺社領などが錯綜して存在する関東地方において、統一的な警察権を行使するために一八〇五年（文化二）に設置された機関で、俗に「八州廻り」とも呼ばれている。さらに幕府は一八二七年（文政一〇）に関東取締出役の下部組織として関東一円に寄場組合を設定したが、その際小田原藩は、独自の組合村を組織していたこともあって「改革御手限り」となり、水戸藩・川越藩とともに寄場組合の設置を免除され、基本的には関東取締出役の関与も受けなかった。ところが、この時期には、関東取締出役が小田原藩領の村々にも廻村してきて、積極的に政策介入を行なうのである。小田原藩領においても、酒造制限や鉄砲改め、奇特人の調査といった政策が行なわれているのであるが、そのいずれについても関東取締出役は小田原藩の組合村を寄場組合に準ずるものとして利用し、組合取締役に積極的な役割を担わせている。また、藩当局も同じようにこれらを通じて関東取締出役に対応しているのである。

さらに一八四一年（天保一二）五月から始まる老中水野忠邦による天保改革の際にもこうした傾向は引き継が

れていく。水野は徹底した儉約や風俗取締りを命じるとともに、人返し令、物価引下げ令、御料所改革、江戸・大坂一〇里四方の上知令といった政策を矢継ぎ早に実施することで、幕府権力の集中化と強化をめざした。小田原藩はこうした天保改革の諸政策を忠実に実行した藩として評価されているが、例えば諸物価の引下げなどについても組合村という枠組みと組合取締役を積極的に活用することによってこれに対応するなど、改革をテコに自藩の支配強化をはかっていった点を見落としてはならないであろう。

しかしながら、この天保改革期の諸政策のなかでとくに留意されるべきは、一八四三年（同一四）六月に三浦郡の領地五五二五石余が上知され、八月にこの代知として足柄上下郡・大住郡・淘綾郡・愛甲郡・津久井県のうちに七〇九五石余の領地を与えられたことであろう。これは何よりも幕府の海防政策にかかわるものであったが、これによって小田原藩領では海防はもとより、領内の支配体制についても大きな変更を迫られることになるのである。これについては第二節・第三節で詳しくみていくことにしよう。

第二節 小田原藩の海防政策と真鶴

海防意識の

一七九三年（寛政五）一月九日、幕府勘定奉行の久世丹後守広民が海岸見分のために目付の中川

高まり

忠英・森山孝盛らを引き連れて真鶴村を訪れた。真鶴村にはこの時久世らに差し出したという村

絵図の写が残されている（『資料編』口絵参照）。久世らは時の老中松平定信の命を受けて、海防のための御備場となる場所を見定めるために伊豆・相模・安房・上総・下総の海岸を巡視していたのであった。そもそも定信が江戸湾の防備を中心とした海防の重要性を強く意識するようになったのは、この前年の九月にロシアのラクスマ

ンが蝦夷地の根室に入港して通商を求めたことにあった。一月には海岸に位置する諸藩に異国船の漂着に対する海防報告書を提出させたが、より具体的な対策を立てるために海岸の巡視を命じたのである。

久世らはこの結果をもとに巡視の報告書を提出したが、これに納得できなかった定信は、自身で三月一八日から四月七日にかけて相模・伊豆沿岸の巡視を行なっている。後にも先にも老中自身が海岸の巡視に出たのはこれ一度きりであった。当然真鶴村にも立ち寄ったことと思われるが、具体的なことはわからない。ともかくも定信は、この海岸巡視の結果をもとにして具体的な海防プランを立てている。それは伊豆の柏窪・下田・伊浜・葦山と相模国の甘縄・走水に奉行所を置いて防衛の拠点とするというものであった。しかしながらこの海防プランは、定信が七月に老中を辞任したために実行に移されることはなかった。とはいえ、こうして幕府が異国船に対する対策や海岸の防備策を打ち出すこと自体、鎖国政策が展開した寛永一〇年代から正保期（一六三三～四七）以来、約一五〇年ぶりのことであった。海に対する緊張は、海辺にある村々を時代の主役へと導いていく。真鶴周辺の海岸付の村々もその海に育まれているがゆえに、その後の海防政策から開国にいたる時代の荒波のなかに次第に巻き込まれていくことになるのである。真鶴村の村絵図はそのことを暗示するものであったとすれば、それはどのように展開していったのであろうか。小田原藩の海防政策については、下重清氏が詳しく検討を加えているので、下重氏の研究によりながら具体的にみていくことにしよう（小田原藩の海防―非常時出兵体制から浦固め体制への変遷―『地方史研究』二五四号、「嘉永―安政期の小田原藩の海防―武備強化の様相と夫人足の徴発―」『小田原地方史研究』一九号）。

領分境固め

と浦固め

海防といってもこのころはあくまでも異国船の漂着を前提とした海防で、危機意識というにはまだまだ遠いものであった。それは小田原藩でも同様であるが、それでもこの寛政期を境に徐々に

海防の体制を整えていくことになる。

一七九四年（寛政六）一月には非常時に箱根・根府川の両関所に詰める村筒の動員人数が申し渡された（『箱根御関所日記書抜 中』）。村筒とは、領内の特定の農民に鉄砲を所持させて、小田原藩管轄の六つの関所における非常時の警固や、朝鮮人・琉球人の来朝あるいは御茶壺道中などの警備にあたらせていたもので、村足輕、郷足輕ともいう。村筒は小頭を中心に一四の組に編成されており、だいたい相模に二人ずつ八組、伊豆に二人ずつ一組、駿河に二人ずつ五組編成されていた。この時の動員令では、箱根関所の二三人に対し、根府川関所には二五人が詰めることになっており、東海道より真鶴岬を含む土肥筋方面を重視していたことがわかる。

さらに一八〇八年（文化五）五月には、非常時に家中が召し連れる若党・中間などの軍役人数積を新たに作成し、あわせて関所に大筒を配備することを決めた（『近世小田原市史稿本 下巻』）。ただし、この軍役人数積では、家中が常備すべき奉公人や藩が貸与する奉公人で不足する分を領内の村々から夫人足として徴発することが前提となっていた。この後八月から九月にかけて領内の村々に夫人足を具体的に割り当てている。この間一八〇六年（同三）一月には従来の異国船打ち払い令にかえて薪水給与令が發布されるものの、一二月にはロシア船に対する打ち払いが命じられるなど、幕府の政策も一定しない状況が続いていた。

そうしたなか、一八一〇年（同七）六月には、改めて小田原藩における非常時の関所・浦々・領分境の警備人数が制定された（『近世小田原市史稿本 下巻』）。これを表にしたのが表2である。非常時の出兵については、まず急手の人数を土肥筋・小田原浦・根府川関所・門川村・羽根尾村の五か所に派遣し、様子を見計らって家老・年寄以下が船手の者までを加えて土肥筋に出兵することになっていたのである。表2にも明らかなように、まず重視されたのは土肥筋方面で、真鶴岬以西がその中心となったのは間違いない。人数でいえば、急手・二番

表2 1810年（文化7）の領分境固めと浦固め

出 役	出 役 場 所	人 数	内侍分	鉄 砲	大 筒	田 村 矢 筒	弓
急 手 （一番手）	①土 肥 筋	390人	22人	72挺		7 挺	10張
	②小 田 原 浦	371	60	55	15挺		
	③根府川関所	108	10	16		1	
	④門 川 村	122	8	28	3		
	⑤羽 根 尾 村	116	8	23	3		
二 番 手	⑥土 肥 筋	241	20	45			10
計		1,348	128	239	21	8	20

註）・「藩士覚書」（小田原市立図書館 岩瀬正直家文書）

・表2～6については、下重清「小田原藩の海防」『地方史研究』254号所収の表に加筆訂正した。

手を含めて土肥筋には六三一人が派遣されることになっており、これは総人数の五割近くにあたる。この土肥筋から根府川関所を挟んで小田原浦にいたるラインが浦固めの基本であった。これに領内の西端にあたる門川村（湯河原町）と東端にあたる羽根尾村（小田原市）が含まれている。これはこの時の警備体制が海防に限定されるものではなく、一揆などに対処するための領分境固めを含んでいたことを示している。まさに内憂と外患の両方に対処する警備体制として構築されているわけである。

しかもこの総人数一三四八人のうち、侍分は一二八人で、徒並一七人、足軽以下の雑兵が一二〇三人となっている。このほか弓が二〇張、鉄砲が二三九挺であるから、この分を操作する人数を士分に加えたととしても、実に総人数の七割におよぶ人足や中間が領内の村々から動員された夫人足でまかなわれる計算となるのである。また、この段階では水主の動員は重視されていないから、海浜に位置する村々の負担はさらに増すこととなる。

最初の海防出役

一八一七年（文化一四）一〇月五日、大島沖に異国船（イギリス船）が現れたという報を受けた小田原藩は、早速土肥筋と押切川沿いに兵を出した。海防のための浦固めとし

表3 異国船の出役と小田原藩の出役

回	出 役 期 間	西暦	日数	異 国 船 名	出 現 場 所	小田原藩の出役場所
1	文化14年10月5日～14日	1817	9	英船	大島	土肥筋・(押切、伊豆・熱海方面)
2	文政5年5月3日～(11日)	1822	8	英サラセソ号	浦賀	浦賀
3	9年3月11日～14日	1826	3	?	豆州浦	小梅村(内浦・小瀬訪村)、三島宿
4	天保8年6月29日～7月4日	1837	5	米モリソソ号	浦賀	鎌倉郡長谷村・三浦郡羽山村(見届け)
5	弘化3年閏5月28日～6月11日	1846	13	米ビッソル艦隊	相模灘→浦賀	下田、真鶴岬、小田原浦、大磯、浦賀
6	6月29日～7月4日	1846	6	ランペーグ艦隊	大磯沖	真鶴岬、小田原浦、東筋(羽根尾村境)
7	嘉永2年閏4月8日～12日	1849	5	英ペリナー号	下田→浦賀	真鶴岬、東筋(大磯照ヶ崎)
8	閏4月12日～20日	1849	9	?	大島沖→下田	東筋、小田原浦、下田
9	5年4月23日～5月1日	1852	8	?	大島沖	下田
10	6月25日～7月15日	1852	20	露モンテコフ号	下田	下田
11	6年6月4日～18日	1853	14	米ベリー艦隊	下田沖→浦賀	下田、小田原浦(台場)、大磯照ヶ崎
12	安政1年1月11日～6月9日	1854	146	米ベリー艦隊	豆州→三浦沖→下田	下田、真鶴岬、小田原浦、大磯照ヶ崎
13	9月19日	1854	1	露デアフナ号	摂州天保山沖	天保山北方
14	10月16日 ～同2年12月15日	1884	414	露デアフナ号	下田(戸田村)	下田
15	2年3月6日～9日	1855	4	仏コンスタンチン号	下田	下田(三島宿より引き返す)
16	12日～14日	1855	3	仏コルベール号	下田	下田(三島宿より引き返す)
17	3年7月23日～8月11日	1856	18	米大使ハリス	下田	下田
18	4年2月16日～3月8日	1857	23	米	下田	下田
19	5年10月8日～11月7日	1858	29	米	下田	下田
20	6年1月26日～2月13日	1859	18	米	下田	下田
21	3月30日～4月23日	1859	24	蘭	下田	下田(柿崎村)

表4 1817年(文化14)
土肥筋出役一番手

出役人数	御先筒頭	2人
	御先筒小頭	2人
	足輕・村筒	50人
	若党	2人
武器・道具	中 間	46人
	鉄 砲	50挺
	玉 数	12,500
	具 足	54
	雨 具	68
	馬	2疋

註)「沓番手土肥筋浦固急手御人数行列帳」(平塚市博物館 井沢 澄子 家文書)より作成。

騎馬に乗り、それぞれ御先筒小頭・若党・鎧持・草履取・口附一人ずつに、鉄砲足輕二五人を引き連れたわけである。もっとも、鉄砲足輕は各自自分の足輕組を動員したものの、二五人に満たないものは村筒より補填していた。井沢の場合、組足輕が一二人に村筒が一三人の構成となっていた。半数が村筒だったのである。しかも一八一〇年(文化七)に制定された浦固め人数からすれば、この出役人数自体がかなり少ない。実際急な動員に手間取り、慣れない出役に右往左往したといわれている。海防のために小田原藩が初めて経験した試練でもあった。

それでもこの日のうちに城代家老の杉浦平大夫は、根府川関所の番士に対して、関所通行の許可証文を持参しなくても昼夜に限らず兵士を通行させるように指示を出している。武器を携帯して関所を通る際には厳しい規制があったが、緊急の場合それでは間に合わないのである。海防出役はまさに急を要する事件であった。さらに翌六日にはこれがかねての規定通り、根府川関所に増番人二人を派遣し、土肥筋の村筒八人を詰めさせている。また、この日の晩には領分の東境の押切川沿いにも四、五〇人の家臣を派遣して一応の態勢を整えている。この時の出役の模様を示した絵図によれば、真鶴岬の先端に陣幕を張った「遠見場」が置かれたのをはじめとして、吉

てはこれが最初の出役である(表3参照)。土肥筋への一番手(急手)は御先筒頭の井沢門大夫と黒柳金十郎で、これに御先筒小頭二人と足輕・村筒五〇人、若党二人、中間二六人が随行した。武器は鉄砲が五〇挺、火薬・玉は鉄砲一挺につき一日二五発一〇日分で一万二五〇〇発を持参したが大砲は持参していない。そのほかに具足五四、雨具六八、馬

二疋を揃えた(表4参照)。御先筒頭の井沢と黒柳の兩人が

浜村と門川村の村境および領分境の押切川際にも「見張場」が設置されている。また、福浦村と吉浜村・門川村にはそれぞれ二基ずつ田村筒・棒火矢・大筒などの「打場」や陣小屋が建てられている。この時の出役が、真鶴岬から先の領分境の警備を目的としていたことは明らかである（平塚市博物館 井沢澄子家文書）。

さらに一日に提出された井沢の報告書によれば、井沢と黒柳は交代で朝夕に陣場を見廻り、不寝の番は井沢・黒柳に里見左馬助を加えた三組によって順番に行なったという。里見は六〇〇石取の家臣で、当時番頭を勤めていたと思われる。とすれば、番頭に率いられた平士が大筒を持参して後詰として一番手に合流したとも考えられるが、詳細は不明である。いずれにしろ、平士にはそれぞれ「打場」があるので、日々申し合せて「打場」を廻ることとしている。さらに両組の足軽ならびに村筒も場所に詰めて巡回することを命じているのである。小田原藩が兵を解いて小田原に帰着したのは一日四日のことであった。浦固めの規定人数からすれば、いぶん少ないとはいえ、武装した一団が真鶴岬付近に詰めたわけであるから、これを迎えた真鶴周辺の村々にもそれなりの衝撃を与えたことであろう。それでもこれはほんの序曲にすぎなかったのである。

浦賀援兵の拝命

一八二一年（文政四）四月、小田原藩の海防政策に一つの大きな転機が訪れた。武蔵川越藩とともに、異国船が渡来した際には三浦半島の浦賀奉行所へ援兵を出すことを命じられたのである。三浦半島は江戸防衛のための相州側の要衝で、一八一〇年（文化七）から半島西側の警備を会津藩、東側を白河藩に命じていた。このことは相模沿岸の警備の主体が会津藩から浦賀奉行所に切り替えられ、警備体制も家門クラスの大名の藩兵を常駐させる体制から、関東の譜代藩による非常時の援兵システムへと転換したことを意味する。そのため小田原藩は常陸国河内郡と真壁郡の領地五四五七石余に替えて、三浦郡の内一七か村（のち一八か村）、五五〇九石余を拝領している。ちなみに川越藩では武蔵国内一万五一〇石余を三浦郡・鎌倉郡内に移された。

表5 1822年（文政5）の浦賀援兵

出 役 人 数		船・武 器	
侍 分	18人	固 船	12艘
徒 並	7	通用船	5
下目付	1	合 計	17
足 軽	54		
若 党	6	大 筒	3
中 間	103	田村矢筒	3
脇 筒	20	棒火矢筒	1
夫人足	81	十匁筒	40
村役人	9		
固船水主	96	馬	3
通用船水主	26		
合 計	421		

註）・文政5年「御奉行所届控」（井沢 澄子家文書）より作成。

・表は一番手と後詰をあわせた数。十匁筒は後詰が持参。

二〇艘が浦賀に詰めた。そしてこの三藩と浦賀奉行所の番船が浦賀沖でサラセン号をぐるりと取り巻いたのである。まさに一触即発の状態ではあったが、サラセン号は捕鯨船であり、薪水を補給すると八日には浦賀を後にしている。

サラセン号事件を通して小田原藩は一応迅速な行動を示したといっただけであらう。しかし現地では他藩に比べて番船が著しく少なかったのであわてて増船し、このために不足した船印については現地で調達するありさまであったという。また、派遣された人数は、表5にも明らかのように、その八割を領内から徴発したものと考えられる。このうち夫人足は八一人、水主は一二二人にのぼる。当然船や水主は沿岸部の村々から徴発されるわけであるから、浦賀への援兵はそれ以前とはまた異なる意味で、真鶴周辺の村々へも負担の増加をもたらしたこ

浦賀奉行所への援兵システムに組み込まれたことによって、小田原藩では早速浦賀援兵の人数を定め、井沢門大夫に出役の一番手を命じた。浦賀への最初の出役は翌一八二二年（文政五）五月のことである。これはイギリスのサラセン号が浦賀に來航したため、小田原藩では表5に示したように、一番手・後詰を含めて四二一人の人数および船一七艘を派遣している。一方川越藩からは一〇四八人の人数と船九一艘が派遣され、また房総の沿岸警備に切り替えられていた白河藩からも五一七人の人数と船

であろう。しかしながら、これ以降浦賀援兵を解除されるまで小田原藩が浦賀に出役するのは、一八三七年（天保八）六月にアメリカの商船モリソン号が浦賀表に出没した際の一回のみである。ただし、この間、一八二六年（文政九）三月には異国船が豆州浦に来航したために小海村（沼津市）と三島宿（三島市）に出張し、一八三六年（天保七）九月の甲州郡内騒動の際にも駿州須走村（小山町）、津久井県青山村・根小屋村（津久井町）に藩兵を派遣している。

モリソン号の来航に際しては、平根山と観音崎の両備場から砲撃が加えられた。一八二五年（文政八）二月には無二念打払令（異国船打払令）が出されていたから、これに即した砲撃だったのである。もっとも、小田原藩は先鋒隊が馬入川（相模川）の川支えで遅延したために、砲撃には間に合わなかった。ともかくもこの時の砲撃は、のちに蛮社の獄を招き、また中国におけるアヘン戦争の情報などもあって、幕府は新たな軍事力の増強と、江戸湾防衛体制の見直しを迫られることになる。それにつれて小田原藩の海防政策も新たな転機を迎えることになるのである。それが具体化したのは幕府による天保改革の最中であつた。

三浦郡の告知 一八四二年（天保一三）七月二四日、幕府は無二念打払令を撤回して薪水給与令に復することと下田援兵 を諸大名に通達した『徳川禁令考』四〇九七）。続いて八月には浦賀奉行を中心とした江戸藩

の防備体制を改変し、安房・上総沿岸の備場を武蔵忍藩に、相模沿岸の備場を川越藩に任せる体制に切り替えた。三浦半島の海防は川越藩が一手に引き受けることになったわけである。これにあわせて領内に海岸部をもつ藩には浦固めの強化が命じられ、武器の増強についての報告書提出が義務付けられた。さらに一二月には、下田奉行所が再設置され、新たに羽田奉行所が設置されることとなった。もっとも、この段階での下田奉行所への援兵は最寄りの駿河沼津藩と遠江掛川藩を念頭に置いたもので、まだ小田原藩は組み込まれてはいなかったものと思

われる。そして翌一八四三年（天保一四）六月になると、三浦郡一八か村、五五二五石余が上知され、八月にはこれにかわって足柄上下郡・大住郡・淘綾郡・愛甲郡・津久井県内に四〇か村、七〇九五石余を拝領した。少なくともこの段階で実質上浦賀援兵は解除されたものと思われるが、翌一八四四年（弘化元）一月にいたって正式に非常時の下田援兵を命じられたのである。

前節で三浦郡の上知にとまなう海防政策の転換について言及したが、もう一つの問題は、この時新たに藩領に組み込まれた宿村である。まず東海道筋で相模川以西の二つの宿場である平塚宿と大磯宿が小田原藩領となり、また相模川の水運と海運とを結ぶ湊として重要な位置にあった須賀村（平塚市）も藩領となった。さらに大磯宿のかわりに新たに寄場組合の親村となった山西村（二宮町）にも領地が与えられるというように、相模川以西の相模湾沿岸部は基本的に小田原藩が担当する体制がとられているのである。とくに大磯宿の照ヶ崎はこの後小田原浦・真鶴岬とならぶ海防の拠点となっていく。要地は海岸部だけでない。例えば矢倉沢往還の要衝で、地域経済の拠点でもあり、寄場組合の親村でもあった曽屋村（秦野市）や、甲州への要地で、これまた親村であった日連村（藤野町）にも領地が与えられているのである。その周辺の村々とも合わせれば、この時の領地替えによって相模川以西の内陸部の警備についても一定度の役割を期待されていたことが想起されよう。いずれにしろ、相模川以西の相模沿岸部から伊豆下田にかけてと、小田原藩の海防はかえって広域化しているのである。

ビットル艦隊と 小田原藩が下田援兵を拜命してから初めての出役は、アメリカのビットル艦隊の来航によるガテラア号の来航 ものであった。これははかならぬ幕府の海防政策の矛盾を露呈する結果となっている。

一八四六年（弘化三）閏五月二六日の昼、伊豆白浜沖に現れたビットル艦隊は、夕方には下田湊口を東行して相模灘に抜け、そのまま浦賀に向かうと、浦賀奉行の指示で野比村沖（横須賀市）で停泊させられた。葦山代官

所と沼津藩から小田原藩に異国船来航の報が届いたのは、翌二七日のことであった。通報を受けた小田原藩では夜どおし対応を協議し、江戸からの指示を待って真鶴岬に浦固めの兵を出すことを決めた（小田原市立図書館蔵文書）。早速村方には代官を通して夫人馬徴発の触れを廻し、根府川関所には一八一七年（文化一四）の出役の時と同じように無証文で一行を通過させることを命じた。こうして二八日の夕方には御先手頭おきでがしらの黒柳英之丞らが真鶴岬固めに立出したが、この出役については早速沼津藩と韮山代官所にも通告された。かねての取り決めの通り、小田原藩・沼津藩・韮山代官所が連携をとりあって伊豆半島方面の海防にあたったのである。

翌六月一日には東筋にも出役することが決定し、井沢門大夫に率いられた一番手約三〇〇〇人の人数が大磯固めに向かった。大磯では照ヶ崎を中心に見張場などを拵こしらえて備場を確保し、後詰本隊の到着を待った。大筒などの火砲を抱えた後詰本隊が御番頭岩瀬左兵衛らに率いられて大磯に到着したのは三日のことである。さらに翌四日には下田固めの人数も派遣することになり、御先手頭筑間隼太・千賀衛守が組足輕を率いて小田原を出発した。小田原藩が真鶴岬を越えて伊豆半島に出役したのはこれが初めてであった。

一方大磯固めに出役していた人員からは浦賀・野比村へ様子をうかがいに飛脚を出していたが、これによると浦賀への援兵もあり得るということで、援兵に備えて船や水主を準備していた。果たして六日には浦賀奉行所から正式に援兵の要請が来たことを受けて、大磯に詰めていた人数のなかから浦代官清水傍右衛門らが番船に乗り込んで浦賀に向かった。表6はこの時派遣された船と乗る組みの人員である。真鶴村ではこの浦賀援兵に際して八人乗りの押送船二艘を出している。しかしながら、開国の意志がないことを確認したビットルは、翌七日の昼には帰帆の途についていたのであった。真鶴や大磯・下田の各出役先の浦固め人数に帰陣の通達がなされたのは一日のことであった。

表6 1846年（弘化3）の浦賀援兵

船種（乗員数）	供出村と船数	乗 り 組 み
押送船（8人乗）	真鶴村 2 艘 福浦村 5 艘 大磯宿 1 艘	8 艘 御先手頭2・同組下
	大磯宿 1 艘	御目付
	大磯宿 4 艘 須賀村 2 艘	6 艘 大筒・田村矢・棒火矢方
天当船（8人乗）	千度小路 1 艘	砲術方諸品
廻 船（10人乗）	須賀村 1 艘	御番頭
通り船（5人乗）	千度小路 7 艘	
合 計	24艘	水主合計 174人

註）「浦賀・大磯沖再度異国船渡来一件」（平塚市博物館 井沢澄子家文書）より作成。

ところが、それからわずか一八日後の六月二八日、風雨に荒れる大磯沖に一艘の異国船が出現した。デンマークの測量船ガラテア号で、中国での測量を終えて日本沿岸の測量のために来航したのである。早速小田原藩ではビットル艦隊の時同様に、真鶴岬・小田原浦・大磯に浦固めの人数を派遣し、あわせて領分東境の羽根尾村にも出役の人数を差し向けた。出役中はいにくの雨で早川や酒匂川が増水し、行軍にも支障をきたすありさまであったが、ガラテア号は七月三日に帰帆している。

小田原藩にとって一八四六年（弘化三）は、ビットル艦隊とガラテア号という二つの異国船に翻弄（ほんろう）された年であったといえよう。とくにビットル艦隊の来航で、すでに解除されたはずの浦賀に援兵を出したのは予定外の行動であった。この年の一月に幕府目付松平式部少輔らが海岸の視察に訪れた際には、三浦郡の村々に小田原藩の領地があった時分は、浦賀表に異国船が渡来すれば、

浦賀奉行所の指示で援兵を差し出すことになっていたが、一八四三年（天保一四）に領地替えになって以降はそうしたことともなくなっていたので、この度浦賀に兵を出したのは、かねてから心得ていたことではなく、臨時の

ことであると答えている(平塚市博物館 井沢澄子家文書)。いくつかの出役を経験した小田原藩では比較的迅速に対応できる体制を整えつつあったが、ほかならぬ幕府の対応の不備によって翻弄される形となったのである。

何よりもそれによってもっとも被害を受けたのが領民であったことはいうまでもない。そしてこうした混乱は小田原藩だけではなく、とくに遠江以西の三河や尾張に領地をもつ諸藩では、海防動員そのものも円滑には運ばなかったという。幕府の海防体制の現実、そして指導力そのものが問われることになったわけであるが、諸藩でもこれを契機に新たな海防体制の強化が急務となっていたのである。

相模湾の沿

海防体制を築き上げるためには、当然のことながら対象となる海岸の調査が必要である。ビット

岸調査

ル艦隊来航のほぼ一年前、一八四五年(弘化二)五月には郡奉行坂部与八郎らによって領内の海岸調査が行なわれている。これ以前にも例えば幕府が海防の強化と海防報告書の提出を求めた一八四二年(天保一三)などにも海岸調査が行なわれたが、今回の調査は三浦郡の領地にかわる新領地を拝領してから初めての本格的調査であり、海付村々の里数・船数、海の深さなどを調べ、それぞれの調査結果を記入した「海岸附村々海陸之絵図面」を新たに作成すること、領内の沿岸部における過去の浦固めの実態を調査すること、そして矢掛場や大筒台場など御備場の候補地を選定することが目的であった。そのため対象地は相州側が新領地の須賀村から山西村までと、旧来からの領分境である羽根尾村から門川村におよんでいる。また、これとは別に伊豆君沢郡五か村、駿河富士郡一か村の調査も行なわれている。表7はこのうち相州領分村々の船数と御備場の候補地、および一八五〇年(嘉永三)に行なわれた海岸調査の際の御備場を示したものである。

真鶴村の船数五九艘は福浦村の七〇艘、小田原浦千度小路六六艘に次ぐものであるが、廻船一〇艘は領分のなかではもっとも多いものである。一八五〇年の調査時点でもこれらの船数はほとんど変化していない。近世前期

橋 船	海士船	小揚船	丸木船	藻取船	合 計	備場候補	嘉永3年 備 場
					58	台 1	● 1
					4	分	● 1
	12				41	台 1	○ 2
					2	分	● 1
					2	分	
					2	台 1	● 1
						台 1	● 1
16					26		
1					5	台 1	● 1
7					7		
2					2	大	
3					3	大	
48					49		
59					66	台 3	(◎3)
14					14		● 1
6					6	矢 4	○ 1
11					11	矢 2 狼 1	○ 2 ● 2
2					7	矢 1 狼 1	○ 3
4					4	矢 1 狼 1	○ 1 ● 2
2		1			7	矢 1 狼 1	○ 2
35					59	矢 1 狼 大 1 他 3	◎ 1 ○ 2
51					70	他 1	○ 1 ● 1
15			4		24	他 1	○
9					10	他 1	○
285	12	1	4	5	479		

「大」は大筒場、「狼」は狼煙場、「狼大」は狼煙場大筒場、「他」はその他に備場となりそのような場所があることを示す。また、数値はそれぞれの場所の数を示す。

- ・「嘉永3年備場」のうち、◎は台場、○は大筒または狼煙場、●は非常時に大筒を分配備する場所を示す。また、数値はそれぞれの場所の数を示す。

第5章 幕末維新期の真鶴

表7 1845年(弘化2)の小田原藩の相模国領分沿岸調査

村名	郡名	自治体	廻船	押送船	天当船	漁船	地引網船
須賀	大住郡	平塚市	6	5		29	18
平塚新宿	〃	〃					
平塚宿	〃	〃					4
大磯宿	淘綾郡	大磯町	1	7	18		3
西小磯	〃	〃					2
国府新宿	〃	〃					2
山西	〃	二宮町					2
川勾	〃	〃					
羽根尾	足柄下郡	小田原市					
前川	〃	〃			10		
国府津	〃	〃			4		
小八幡	〃	〃					
酒匂	〃	〃					
網一色	〃	〃					
山王原	〃	〃					
小田原	〃	〃	1				
古新宿	〃	〃					
小田原	〃	〃	7				
千度小路	〃	〃					
早川	〃	〃					
石橋	〃	〃					
米神	〃	〃					
根府川	〃	〃					
江之浦	〃	〃					
岩	〃	真鶴町	1		3		
真鶴	〃	〃	10	3	11		
福浦	〃	湯河原町		7	12		
吉浜	〃	〃	4		1		
門川	〃	〃	1				
合	計		31	22	59	29	31

註)・弘化3年10月「御手船并浦々船数調帳」、同「羽根尾村より門川村迄海岸通取調帳」、同「海面深淺・矢掛場・船数調」、嘉永3年「海岸附村々高・家数・人数并船数、海底浅深、海岸丁数等覚」(平塚市博物館 井沢澄子家文書)、『神奈川県史』資料編5-P175より作成。

・「弘化2年備場候補」のうち、「台」は台場、「分」は非常時に大筒を分配配備する場所、

に比べればずいぶん少ないものの、それでも近隣の浦々よりは廻船業に優位する真鶴村の特徴を垣間みることができよう（第一章第二節参照）。こうした船が海防のために動員されたことは先にみた通りであり、そのための調査であった。

御備場の候補地については、須賀村から小田原浦までは坂部与八郎が調査したものであり、石橋村から先は山中丞大夫が先に調査したものであるという（『県史』資料編5 No.15）。ほかの史料とつきあわせてみれば坂部が調査した分は一八四五年次のものとみて間違いのないようであるが、山中の分はいつのものか確定できない。その差は調査内容にも表れている。坂部は明らかに台場を中心とした御備場の調査をめざしたもので、調査対象そのものが新領地の須賀村から小田原浦までの地域を主としたものであったと思われる。台場の候補地としては須賀村・大磯宿・山西村・羽根尾村・国府津村があげられており、ほかに大筒場や非常の際に大筒を配備する場所を見定めている。これに対して日本の調査では矢掛場と狼煙場の候補地が多数書き上げられている。その中心となるのは真鶴村の岬野で、ここに「狼煙場大筒場」を設置するとある。この岬野の先端には水際から八丈（約二四メートル）あるいは一〇丈（約三〇メートル）程の高さで、三〇間（約五四メートル）四方程の平地があり、ここから東には房州南初島と川原之洲之崎、遙かに利島・大島が見え、北は早川の辺から城までが見渡せる絶好の場所であるというのである。真鶴村ではこのほかに矢掛場候補として字平台（大平か？）をあげ、字黒崎海岸に鰯網干場、およびそこから西方の畑三か所を要地としてあげている。ちなみに岩村には矢掛場候補として字小右衛門平の辺の沢尻、狼煙場候補として字大根海岸、その他の要地として字正木海岸をあげている。

これが一八五〇年（嘉永三）になると、この小田原浦から東方の須賀村までの間では、台場候補地は大磯の照ヶ崎のみとなり、周辺に非常時の大筒配備場所を設置することになっている。すでに一八四五年の調査段階から

この辺は平浜で台場とするには不十分であることが指摘されていたが、おそらく財政の問題などもあってこうした形に落ち着いていったのであろう。これに対して小田原浦から西方については、真鶴村の台場を中心として早川村から門川村までの間のすべての村に大筒場や狼煙場、そして非常時の大筒配備場所を確保することとなっている。この地域は地理的・地形的要件もあって、先にもみた通り旧来から海防の拠点であったが、下田援兵の問題もあり、ここでも手厚い防備体制を敷こうとする意図がみえる。

真鶴の台場

そこで問題となるのが真鶴村の台場であるが、実のところその正確な設置年代については今も明らかではない。一八四二年（天保一三）九月に提出された坂部与八郎の報告書によれば、これは坂部が山本奎大夫の調査場所を再見分した際の報告書であるが、山本の報告として、「真鶴村の字岬野は居村より三〇町（約三・三キロ）程出張っており、三方が正面で後ろに御林を抱えた格別の御備場で、大筒・石火矢・矢掛によりしく、かねてから申し上げている通りの要地である」と述べている。これに対して坂部は、岬野までの人馬の通行に支障がないこと、途中に猪除の堀切があるが、ここに掛っている橋も手堅く修補しているので大勢が行軍しても差し支えはないことなどを下ケ札で認めている（平塚市博物館 井沢澄子家文書）。山本の調査時期が不明であるものの、早くから岬野が御備場として注目されていたことは明らかであろう。それでもこの段階で台場建設が具体化しているわけではないようである。

ところが弘化三年（一八四六）九月付けの「海岸御見分心算帳」（同家文書）には、「真鶴御台場」としてその図が添えてあるのである。これによれば、台場の形は台形で、海岸に面した南面の幅が一四間（約二五メートル）、長さが二〇間（約三六メートル）、北面の幅が一八間（約三二メートル）となっている。これは一八五〇年（嘉永三）五月の調査時点と同じである（平塚市博物館 井沢澄子家文書、『県史』資料編5 No.15参照）。この前

年、一八四五年（弘化二）の調査段階ですでに真鶴村の台場が築かれていたことは確かであろう。これについて興味深いのは、翌一八四六年一月に行なわれた幕府目付松平式部少輔らの海岸調査における藩役人とのやり取りである（平塚市博物館 井沢澄子家文書）。

一〇月二八日、相模から伊豆にかけての海岸調査を行なっていた松平らが藤沢宿に到着したのを受けて、井沢門大夫・代官小川共蔵らが前年の領内調査の結果を記した諸帳面を携えて挨拶に訪れた。この時の事前調査のなかで「領内の海岸付の村々のなかで台場などがあるか、また台場などに適したような場所があるか」と問われたのに対し、井沢らは「明日見分される須賀村から小田原浜までの間は平浜で台場に取り立てるような場所はないが、大磯宿の字照ヶ崎という所は平浜のうちでも高見の場所で見渡しもよく、先日ビートル艦隊が来航した際にも見張場や大筒などを備えた。また、小田原浜より西、片浦筋・土肥筋にも別段台場にするような場所はないが、真鶴岬は海岸で見渡しもよく、田村矢筒などを設置するのに恰好の場所であるので、石垣・土留など新規に築きたいとその筋へ伺い出たところ、御附札をもって差図があった」と述べている。この伺書と附札については求めて応じて翌日諸書類とともに提出している。そして翌日の見分では、昼ごろに真鶴村に着くとここで昼休みをとり、船で湊内を一周した後に字里地で上陸した。そしてここではっきりと「真鶴岬御台場」を案内したと書かれているのである。この真鶴台場で松平らの出役人は、相模・伊豆の海辺の出先、海面の里数などについて質問し、さらに台場の広狭や間数、台場に備えている大筒二挺の玉目等を尋ねたという。

この当時真鶴の台場に置かれていたのは五〇〇目筒と三六〇目筒の二挺であった（前掲「海岸御見分心覚帳」）。一八五〇年（嘉永三）六月に勘定奉行石河土佐守らが海岸調査に訪れた際には、この真鶴の台場で試し打ちが行なわれたという（『御家中先祖並親類書』2）。この年は小田原浦三台場建設の真っ最中で、工事の着手は前年の

ことであったから、少なくともそれより五年以前には真鶴村に台場が築かれていたわけである。それだけ真鶴の台場が小田原浦三台場や大磯照ヶ崎台場の先駆けとなったことは確かであろう。

それでは、これらの台場を含めて小田原藩はどのような海防体制を敷いていたのであろうか。

武備強化の直書

一八四八年（嘉永元）七月二八日、藩主忠愍は直書をもって家中に武備の強化を命じた。藩主自ら海防に本腰を入れることを宣言したのである（『近世小田原史稿本 下巻』）。当所は陸地の要害であることはいうにおよばず、浦賀最寄でもあるので、「防禦」については他藩よりは一際手厚くしなければ済まされないばかりか、万一不覚をとるようなことがあれば、我が国の恥辱、当家の瑕瑾（かきん）となり、忠孝の道も立たない。そこで役向を勤めている者はもちろんのこと、上下合一して精力を尽し、分限にしたがって万事手支えのないように、いよいよ質素節儉を守って本意本業を失わないように心掛けよというのである。この具体的な政策については家老ら列座の者から改めて申し渡された。

今度の武備強化については、まず高島流大砲をはじめとする西洋流の砲術を導入し、これに応じた台場を築くこと。そのほか田村矢筒の新製、矢玉の合葉の増製など、武器を増強することが第一であり、それにあわせて砲術訓練の強化を申し渡している。また家中に対しては、当主のみならず、嫡子の武備についても各自で備えることとし、当主以外の嫡子や庶子、隠居の者が出役する際には手当の支給を約束している。つまるところ、武器の増強をはかる一方で、これまで領民の徴発に依存していた浦固め体制を改正し、当主以外の嫡子や庶子、隠居などを組み込むことによって海防体制の強化をめざそうというのである。それでも出費が嵩むなか、過重な軍役をかければ目的を達することができないので、藩主をはじめとして諸事「省略」に努め、家中にもなるべく「切詰」るように命じている。

土肥筋 束 筋	根府川	浦 固 後 詰	一番手 加 勢	二番手 加 勢	三番手 加 勢	旗本備	天山 神 山 備	合 計
		1						2
		1						2
		1						2
		1						1
		1						2
1	1	1						1
		1						6
1		1						1
① 1		1						7
	1	1						5
		1						1
		1						4
② 1	1	1	1	1	1		1	8
		③ 1						2
	4	1						4
		④ 1						2
		1						2
1		1						5
2		2	1	1	1		1	16
3		5	4	1	3		14	125
12	3	12	9	12	9	14		80
7		9	4	4	3			33
						15		15
1		1						5
1								2
		1						1
1		⑤ 1						5
⑤ 1		1						4
33	10	43	19	19	17	29	16	343

第5章 幕末維新期の真鶴

表8 1852年（嘉永5）段階の浦固め人員一覧

役 職	中台場	西台場	東台場	当浦固	真鶴岬	大磯ヶ崎
御家老				1		
年寄				1		
御用人				1		
大目付				1		
御旗奉行				1		
御鎚奉行				1		
御番頭	1	1	1			
御先弓頭				① 1		
御先筒頭	① 1	① 1	① 1		① 1	① 1
御先筒頭代	1	1	1			
伴頭						
御目付	② 1	② 1	② 1			② 1
御目付助					1	
御使番				③ 1		
御番士				1		
大勘定奉行				④ 1		
御普請奉行						
小組頭	1	1	1			1
小平士	2	2	2		1	
大筒方	29	24	22		10	10
田村矢方					3	6
棒火矢方	3				3	
砲術方						
御番医	1				1	1
儒者	1					
吟味役	1					
吟味役助		1	1	1		
御代官					⑤ 1	⑤ 1
合 計	42	32	30	11	21	21

註）・嘉永6年6月「浦固一件帳」（平塚市博物館 井沢澄子家文書）より作成。

・①は「郡奉行・船奉行兼」、②は「御旗支配兼」、③は「御目付助兼」、④は「道奉行兼」、⑤は「吟味役兼」

・表8～9については、下重清「嘉永～安政期の小田原藩の海防」『小田原地方史研究』19号所収の表に加筆訂正した。

表9 1852年（嘉永5）段階の浦固め火砲一覧

場所	砲 種	砲術流派	形 式	玉重(匁)	操作 人数	数量
小田 原浦 中台場	大 筒	高 島 流	80ポンドカノン砲	17300	6人	1
		〃	50ポンドモルチール砲	35000	5	1
		〃	12ポンド短カノン砲	2000	3	1
		〃	6ポンドカノン砲	1000	3	1
		中 島 流	3貫目筒		4	1
		外 記 流	3貫目筒		5	1
		津 田 流	1貫目筒		3	1
	棒火矢筒	荻 野 流	300目筒		3	1
同浦 西台場	大 筒	高 島 流	16ポンドモルチール砲	12000	3	1
		〃	6ポンドカノン砲	1000	3	1
		津 田 流	3貫目筒		4	2
		中 島 流	2貫目筒		4	1
		外 記 流	250目筒		3	1
		荻 野 流	200目筒		3	1
同浦 東台場	大 筒	高 島 流	16ポンドモルチール砲	12000	3	1
		〃	18ポンドカノン砲	3000	5	1
		〃	12ポンド長カノン砲	2000	4	1
		〃	6ポンドカノン砲	500	2	1
		荻 野 流	3貫目筒		4	1
		外 記 流	250目筒		4	1
真鶴 岬固	大 筒	津 田 流	1貫目筒		3	1
		外 記 流	1貫目筒		4	1
		荻 野 流	360目筒		3	1
	田村矢筒	奔 電 流	1貫500目長筒		3	1
照ヶ 崎固	棒火矢筒	智 徹 流	100目筒		3	1
	大 筒	荻 野 流	1貫目筒		4	1
		中 島 流	1貫目筒		3	1
		〃	500目筒		3	1
	田村矢筒	奔 電 流	1貫500目長筒		3	1
		〃	〃 中筒		3	1

第5章 幕末維新期の真鶴

場所	砲 種	砲術流派	形 式	玉重(匁)	操 作 人 数	数 量
土肥東筋	大 筒	中 島 流	100目長筒		3人	1
	田村矢筒	奔 電 流	1 貫500目長筒		3	4
	棒火矢筒	智 徹 流	150目筒		4	1
		中 島 流	100目筒		3	1
浦固後詰	大 筒	津 田 流	100目筒		2	1
		中 島 流	100目筒		3	1
	田村矢筒	奔 電 流	1 貫500目長筒		3	4
	棒火矢筒	智 徹 流	100目筒		3	2
		中 島 流	100目筒		3	1
諸手加勢	大 筒	高 島 流	16ポンドモルチール砲	12900	3	1
		〃	ハンドモルチール砲	3000	2	2
		〃	ドライバス砲	100	1	1
	田村矢筒	奔 電 流	1 貫500目長筒		3	10
	棒火矢筒	智 徹 流	150目筒		4	2
		〃	100目筒		3	1
天神山備	大 筒	外 記 流	6 貫目筒		4	1
		〃	2 貫目筒		4	1
		萩 野 流	4 貫目筒		3	1
		〃	1 貫目筒		3	1
根	田村矢筒	奔 電 流	1 貫500目長筒		3	1
旗本備		奔 電 流	1 貫500目長筒		3	2
	田村矢筒	〃	〃		2	1
		〃	〃 短筒		2	3

註）・嘉永6年6月「浦固一件帳」（平塚市博物館 井沢澄子家文書）より作成。

- ・「諸手加勢」は一番手から三番手の火炮を合計した。
- ・「根」は根府川開所。

こうした処置は早速実行に移されていく。翌一八四九年（嘉永二）五月には家中に武器手当金を支給し、村筒にもこれに応じて手当を支給している。この前月にはイギリスの軍艦マリナー号が下田沖に来航しており、そのための浦固め、および下田援兵が解かれた直後のことであった。そして何よりもこの年には小田原浦の東・中・西の三台場建築に着手しているのである。

浦固め体制の再編と真鶴

とはいえ、こうした武備強化が順調に運んでいたわけではない。ただでさえ海防出役や武器増強のために出費が嵩^{かさ}んで藩財政を圧迫しているうえに、一八五〇年（嘉永三）二月には江戸芝金杉の上屋敷が類焼のために焼失し、さらに天守閣の修復が急務となっていた。もちろん領内の村々の立て直しも重要な課題であった。そのため六月には家中に対して一層の上げ米と省略を命じている。それでもこの一八五〇年からは韭山や小田原で大筒の増鑄を開始し、翌一八五一年（同四）八月には西洋流砲術、とくに高島流砲術の積極的導入を宣言している。

そして一一月に小田原浦三台場完成に目どが立つと、改めて二月一六日に浦固め体制の再編が申し渡された（平塚市博物館 井沢澄子家文書）。この時の改正でまず注目されるのは、改めて浦固めの場所と出役体制、それぞれの出動藩士の人数を定めたことである。表8はこれを示したものである。異国船の渡来に対してはまず急手が小田原浦中台場と真鶴岬、大磯照ヶ崎の台場に詰め、その時の模様によって西台場・東台場、さらに当浦固め、土肥筋・東筋固めがそれぞれ配備につく。これとは別に根府川関所と天神山にも出動し、さらに浦固め後詰に続いて状況に応じて一番手から三番手の諸手加勢、旗本備が出動するというものである。これによっても明らかなように、この時の改正で一八一〇年（文化七）に定められていた門川から羽根尾にいたる領分境固めが正式に廃止され、海防―浦固めに集中した体制がとられることになったのである。しかもこの時設定された配置場所

については、二年後の三月までは当番として異動しないこととされた。また、領内からの夫人足は御用人以下小組頭までの者に荷物持ちとして三人ずつを付け与えることに限定され、もし増人足が必要な際には届け出たうえで勘定所から受け取ることとなった。さらに、下田への援兵については、後詰人数のなかからのみ派遣し、真鶴岬固めや土肥筋・東筋固めからは派遣しないこととされた。まず領内の浦固め体制を充実させたいうえで、援兵体制を遂行しようというのであろう。しかも浦固めの主眼となるのは、大筒方・田村矢方・棒火矢方といった火砲である。

表9はそうした火砲の一覧である。ここでは新規製造分的大型西洋流火砲の大部分は小田原浦の三台場に配備され、真鶴岬と大磯照ヶ崎の台場にはこれにつぐ大筒・田村矢筒などが配備された。そして後詰や諸手加勢については、運搬に楽な旧来の田村矢筒や棒火矢筒が主体となっている。真鶴台場に限ってみても、一八四五年（弘化二）段階では五〇〇目筒と三六〇目筒の二挺のみであったから、数にしてもその種類にしても火砲の充実がはかられたことがわかる。ともあれ、これによって小田原浦三台場を中心に真鶴台場と大磯照ヶ崎の三か所を拠点とする領内の浦固め体制と、これに下田援兵を加えた小田原藩の海防体制が確立することになったのである。ペリー来航の六か月前のことであった。

一八五三年（嘉永六）は大地震で始まった。二月二日にマグニチュード六・二という大地震が小ペリー来航

田原地方を襲ったのである。この地震で小田原城内では天守閣をはじめとして多くの建物が損壊し、領内の村々にも甚大な被害をもたらした。真鶴村貴宮明神の神主平井丹後守はこの時の地震で村方には死人はいなかったものの、江之浦村で一人、岩村で男二人・女一人が亡くなったと記録している（『資料編』近世No.161）。さらに湊内にある鶴島の岩の根元や沖合いの横根（岩礁）あたりの海底まで水が引き、石・砂とも「わな

き」(わななきⅡ石や岩塊がぶつかり合って震動音を発すること)、小田原よりこの近辺は夜昼四日あまり外で小屋掛け・煮焚きをしたこと、四日間程余震が続いたことを記している。こうした震災に対して藩は御救金・梅干などの支給や、家作金の貸付けなどの対策を講じたが、ようやくそうした復旧活動も軌道に乗り掛けた矢先の六月三日、浦賀沖に突如大型戦艦二艘を含む四艘の艦隊が出現した。アメリカのペリー艦隊である。

小田原藩が領内の浦固め体制に入るとともに、葦山代官江川英竜の要請で掛川藩・沼津藩とともに下田に援兵を送ったのは翌四日のことであった。『川勾神社日記(二)』(二宮町史料叢書4)によれば、下田・真鶴方面には一〇〇〇人余が、また大磯照ヶ崎の台場には二〇〇人程が詰めたという。下田方面への援兵隊は真鶴で海路を急行する四〇人程の部隊と陸路隊の二手に分かれ、海路隊は真鶴村と福浦村で調達した四艘の押送船に分乗して、四日の夜、闇夜の海上を下田をめざして漕ぎ出した。ところがあいにくの逆風で航海に手間取り、下田に到着したのは五日の午後であった(平塚市博物館 井沢澄子家文書)。また、もう一方の陸路隊が到着したのは七日の暮れ方のことで、小田原藩の援兵隊は下田の福泉寺・稲田寺・海善寺・鎮守正八幡・大平寺を宿陣とし、江川の指示を受けて下田表の警固にあたった。

一方ペリー艦隊は、六日には江戸湾の防衛線であった富津洲崎(千葉県富津市)と観音崎(三浦市)を結ぶ線を難なく越えて江戸湾内奥まで進入し、九日に久里浜(横須賀市)に上陸して開国を求める大統領の国書を手交すると、その返答を受けるために明年に再度来航することを約束して一二日には帰帆の途についた。下田の援兵が解除されたのは一八日のことであった。

品川沖台場と領 幕府の中樞部は、オランダからの情報ですでにこの前年にはペリー艦隊の来航を知っていたと内石の切り出し いう。しかしながら、富津洲崎と観音崎を結ぶ江戸湾防衛の最重要線を簡単に破られたこと

は、老中阿部正弘を筆頭とする幕府に大きな衝撃を与えた。外交・海防政策に大きな変更を迫られることになった幕府は、まずその第一弾として品川沖に台場を築造することを決定した。八月から始まった築造工事はまさに突貫工事で、翌年五月までのわずかな期間で六基の台場を完成させている。もっとも、最初は一一基を築造する予定であったが、資金不足で六基に減らされたのであった。ともあれ、この品川沖台場の築造によって幕府は、旧来の富津洲崎と観音崎を結ぶ江戸湾防衛線にかえて、品川沖台場を結ぶ新たな防衛線を江戸防衛の最終線として設定したのである。

そしてこの台場築造に使用されたのが、伊豆から根府川村にいたる小田原藩領内の石材であった。とくに相模国内の石材産出村である根府川・江之浦・岩・真鶴・吉浜・門川村の六か村は「石方六ヶ村」という組合を組織して協定を結んでいたが、現在もこの「石方六ヶ村」が幕府の御普請掛りに提出した品川台場御用石の値段と運賃の見積書が残っている（『資料編』近世No.87）。すでに小田原藩は一八四〇年（天保一一）江戸城西丸、一八四五年（弘化二）同本丸、一八五三年（嘉永六）同西丸の普請に際して領内の石を幕府に献上しており、それについて石の需要が高まってきつつあったが、ペリー来航にともなう海防の緊張化という歴史の大転換のなかで、真鶴周辺の石材業が大きく脚光を浴びることとなったのである。

改革の第二弾は、九月に諸藩における大型船の建造を許可したことである。さらに一〇月には三浦半島を中心とする相模の警衛を担当していた川越藩と彦根藩を内海警衛に廻す一方で、新たに熊本藩と萩藩に相模の警衛を命じた。將軍のお膝元である江戸湾周辺の警衛は、あくまで家門や譜代の大名に対する軍役だったのであるが、

そうした旧来の方針を変更して外様の大名に任せなければならぬほどに事態は急を告げていたのである。

三ヶ年改革と 新たな対策を講じざるを得なかったのは小田原藩も同じである。何よりも前年の地震による被害や相次ぐ海防による支出で藩財政は困難を極めていた。そこで藩主忠愍は一月一四日に直書をもって、三ヶ年の御勝手向改革を命じた。これは家中禄米の減少と勝手方取詰めによる資金の捻出、そして三ヶ年を期限として一層の儉約に努めるというのがその内容であった。さらにこれにあわせて兵制規制や平常出役規則が改正されたのである。

改正にあたってまず重視されたのが領内の夫人馬の徴発が過重となっている現状で、出役の際にはなるべく供連れを減らし、とくに乗掛け馬の徴発をやめることが申し渡された。次に出役の際に持参する武器類についても必要なものに限定し、見苦しくとも実用的で便利な物、手軽な物が第一とされた。そして砲術は武備のもっとも重要な「利器」であるということで、御番帳外や次男以下の家中についても十分な稽古を命じた。しかも知行高一〇〇石未満の家中・諸士・御番帳外の者には鉄砲を貸し与え、玉薬料として金一分ずつを支給すると同時に、二〇〇石以上の家中には鉄砲の所持が義務づけられた。さらに御持弓・御先弓組の足輕には当分の間弓の修行を中止して、鉄砲の稽古に専念するように命じた。小田原藩の兵制でもようやく弓組主体から鉄砲組主体の隊形へと転換がはかられたのである。また、下田方面への出役についても夫人馬の負担を軽減するために、荷物や浜蔵に集めて船で廻送するなど、新たな規定がもうけられた。さらに下田援兵の家中や村箇の出張手当も増額されることが定められたのである。

こうした国力増強のための儉約強化の趣旨は、一二月に領内の村々にも申し渡され（『県史』資料編10 No.151）、とくに東筋の村々には地震や夫人馬徴発などについて、備金として御仁恵金六〇〇両が下された。そして年明け

早々の一月一日、再びペリーが今度は七艘の艦隊を率いて下田沖にその姿を現した。

小田原藩では早速江川英竜からの通報を受けて下田への援兵を派遣している。また一三日には真鶴固めと小田原浦固めに出動し、一四日には大磯照ヶ崎固めに人数を派遣した。この日ペリーは前年の開国を要求した大統領の国書への返答をもらうために江戸湾に来航し、一六日には江戸湾内に投錨した。その後二七日には幕府の指示で神奈川にいたると、そこで交渉を重ね、ついに三月三日に日米和親条約を締結し、下田・箱館を開港するという約束をとりつけることに成功したのである。さらに二一日には場所を下田に移して条約の追加条項についての交渉が行なわれた。ペリー艦隊が帰帆の途についていたのは六月二日のことであり、小田原藩の援兵が下田を引き揚げたのはそれからさらに一週間後のことであった。

相次ぐ出役 と村の負担

再来航したペリー艦隊に対する下田援兵は一四六日、約五か月にわたるもので、かつて経験したことのない長丁場の出役であった。さらに、この年の一〇月には前年から長崎方面への出役をくり返していたロシアのプチャーチンが下田に来航したために、再び援兵を差し向けたのであるが、この時は地震による津波でプチャーチンの船舶が損壊したこともあって、出役期間は翌一八五五年（安政二）の二月まで、実に四一四日、一年二か月近くにもおよんでいる。ともかく表3にも示されるように、ペリー艦隊来航以来、ロシア・フランス・アメリカ・オランダの船が毎年出沒したために、下田への援兵も連年のこととなっていた。

そのため一八五五年七月二九日にはまたまた藩主忠愍が直書を下して、越後流の軍制を積極的に採用することを宣言した。そのために藩校諸稽古所の職員の順席を改正しその格上げをはかることで、藩校を中心とした統一的訓練の強化をめざしたのである。さらに翌一八五六年（安政三）一月には御歩行足輕・御番帳外らの平士による恒常的な訓練が開始され、一八五七年（同四）一月には小田原城の小峰の地を開いて訓練所を設置した。藩の軍

備強化は着々と進んでいたのであるが、それだけにこの間の領民の負担は想像以上のものであったと思われる。

すでにペリー艦隊が初めて来航した直後の七月には、相模国内の組合取締役一六人が各方面への出役に徴発される夫人馬賃銀の増額を願ひ出ている（小田原市 稲子正治家文書）。とくにその中心となる下田方面への増額要求は、平均で四五、六％にもおよんでいる。農繁期か否かにかかわらず、大切な労働力と農耕馬を不時に駆り出されるわけであるから、その負担の大きさは計り知れないものがある。一月の改革ではそうした現状を藩当局自身が認識せざるを得ない段階に達しており、一定度の軽減もはかられるが、それでも領内からの夫人馬に頼らざるを得ない状況に変わりはない。さらに、たとえ夫人馬を供出しなくとも領内の村々には夫役金が賦課されたのである。また、例えば真鶴近隣の鍛冶屋村（湯河原町）では、夫人馬そのものよりも浦固めに出役した藩兵の送迎のための人足賃銀を出しており、一八四六年（弘化三）から五か年の総額は金三四両余におよぶという（『湯河原町史』通史編）。このほかにも江戸上屋敷の類焼や天守閣の修復、武器の新調については冥加金が課せられた。もっとも、冥加金は全領民にかかる夫役金と違って富裕な農民や商人が建て前上は任意に差し出すものではあったが、それでも負担に変わりはなかったのである。

しかしながら、海防出役に際してもっとも大きな負担を課せられていたのは、初発の時点から動員され続けていた村簡たちであった。それだけに精神的・肉体的な疲労も、そうした不満も次第に蓄積し、鬱屈（うづく）してきていた。とくにペリー来航に際する出役では、百姓身分であることから、動員された他村の者からも仲間同様に見られ、また他藩の同役の者とあまりにも待遇が違いすぎること、藩当局に対して村簡そのものの格上げを要求している（『御殿場市史』第二巻）。ところが、藩は結局村簡小頭を名主格、村簡を組頭格とし、若干の足輕並の手当を支給することで解決をはかった（『同前書』）。これで村簡が全面的に納得したとは考えられないが、

それでも藩としては最大限の譲歩だったのであろう。

御用船昇平丸
の真鶴入港

真鶴村や岩村がこの時期にどのような負担を担っていたかについては、残念ながら具体的な史料が残っていないために明らかにすることはできない。これまでも折に触れて負担の一端を述べてきたが、海に面するその地理的位置からいっても、また何より真鶴岬に台場が備えられていることから、さらには石材業や下田方面への通り道にあたることからいっても、他の村々より多くの、しかも重い負担がかけられたことは間違いないところであらう。

先にも述べた通り、安政年間（一八五四～五九）は下田への出役が毎年のこととして半ば恒常化していた時期である。そうしたなか、安政三年（一八五六）の正月が明けたばかりの一月六日の夜、突如一艘の軍用艦が真鶴の沖に現れた。薩摩藩によって建造された幕府の御用船昇平丸で、折からの烈しい北風にあおられたため、風待ちのために真鶴湊への入港を求めてきたのである（『湯河原町史』第一巻近世編No.103）。ところが、その夜は村総出で引船にあたったものの、あまりに北風が烈しかったため、とりあえず沖合いで停泊することになった。そこで真鶴村では、湊に停泊していた有り合わせの船大小五〇艘、人足として村内一同およそ二八〇人、さらに御船勤めの人足三〇人、碇巻船五艘・人足五〇人、番船五艘・人足二五人を出して一晩中「船見」にあたった。明けて七日の朝、ようやく風がおさまったところで昇平丸は真鶴湊に入港した。真鶴村からは引船三〇艘・人足二六五人を出したものの、これでは不足したために福浦村（湯河原町）から三艘・人足二〇人の応援を頼んで、ようやく湊に入っている。そして出帆予定の一二日の朝、村では村民の外出を禁じてこれに備えたが、風模様が悪かったために、結局翌一三日になって昇平丸は湊を後にした。この時作業にあたった引船は三〇艘で、人足三〇〇人が駆り出された。しかも停泊中の七～二日の夜は毎晩船の見張りとして番船五艘、番人足と碇番をあわせて

表10 昇平丸の真鶴湊入津関係費用

名 目	数 量	費 用	備 考
日 雇 人 足	120人	銭 36貫 文	7～12日分、水汲日雇其外共
箒焼き人足	7	2.	7日一夜箒焼きに付
人 足 (賄)	24	7.200	御用船役々・水主等上陸に付小遣い ・風呂場下勤役宅船宿下宿共
女 役 (賄)	18	3.600	3人ずつ3日、掃除・茶役共
松 材	200本	銀 20匁	役人上陸の際差出し
上 茶	半斤	3	
御 菓 子		銭 848文	〃
大 根	350本	1貫 48文	
槓 木	38把	1.900	引船入用に付
槓 木	50本	1.	水風呂3口×6日分
炭	20俵	13.280	足し銭
押 送 船	1艘	金 2兩 (内1分拝領)	大磯迄飛脚船に付 水主14人×金2朱、船賃1分
合 計		金1兩3分・銀23匁・銭54貫364文 銭に換算=68貫660文	

(注) 安政3年1月「昇平丸真鶴湊入津諸掛り帳」(『湯河原町史』1)より作成。

一五人ずつ出したという。

入港から出港までまさに村総出の負担であった。ただ、これについて真鶴村では、こうした人足は「浦附掛り湊役」であるから当村一村にて勤めたと述べている。すでに第一章で稲葉氏の時期の漂泊船の処置について述べたが、この昇平丸に対する負担を湊役ととらえているのも、そうした処置に準じたものと考えられたのであろう。もちろん負担はこうした引船や見張りに関するものだけではなく、表10に示したように乗組員の御用や賄いなどについてもなされており、その総額は六八貫余にもおよんでいる。もっとも、これについては岩村・真鶴村から西の福浦・吉浜・鍛冶屋・堀之内・宮下・宮上・門川村の九か村で村高に應じて割り合っているところから、先の真鶴村一村の役とは異なるものと考えられていたようである。ともあれ、昇平丸の入港は当地の人々に大きな衝撃を与えたようで、真鶴村貴宮明神の神主であ

る平井直栄はその覚書のなかで、昇平丸の図を描き、異国船そっくりで村方でも大いに驚いたと記している（平井敏正家文書）。さらに誠に珍しいことなので、土肥・片浦近隣の人々も大勢見物に訪れたという。異国船そっくりだと直栄が語った昇平丸は、まさにその異国船から国を守るために建造されたものであり、そうした感想自体、当地の人々が異国船を見慣れていたことを示唆するものである。それだけに不意のこととはいえ、昇平丸に関する負担のあり方は、海に面した村々の負担の一端を垣間みせてくれるものであった。

ペリー来航を契機として海防体制もビークに達した観があるが、一八五九年（安政六）五月二八日、幕府は前年に締結したロシア・イギリス・フランス・オランダ・アメリカとの五ヶ国修好通商条約に基づいて、ついに神奈川・長崎・函館での自由貿易に許可を与えた。寛永以来の鎖国体制もここに終末を迎え、これを前提にした海防政策にも終止符が打たれることになったのである。

第三節 維新のうねりのなかで

幕末期の地方 支配と組合村

第一節では藩主大久保忠真の改革を中心に、近世後期における藩政の大まかな流れを概観した。しかしながらその後の藩政も海防政策の展開や幕末の社会状況のなかで、さらに大きく変動していくことになる。そうした幕末期の藩政について、とくに地方支配のありようを中心にまとめておくことにしよう。

先に忠真の死後に藩領の支配体制が、郡奉行・代官以下の一円支配から東・中・西筋の各筋に分担された支配に切り替えられたことを述べた。まずこれが、ペリー来航を契機として始まった一八五三年（嘉永六）十一月の

「三ヶ年儉約筋御取締改革」のなかで、郡奉行と郡奉行手代・小奉行の筋分が廃止され、一同で領内の全域を担当する体制に戻された。そしてこの改革年限となる一八五五年（安政二）七月には郡奉行の職掌が公事方と勸農方に分離され、郡奉行手代もこれに応じて分担となった。また九月には地方役人の大幅な人事異動が行なわれ、新たに地方取締役が設置された。地方取締役は従来代官が担当していた酒匂川の川除方や開発方の職務を兼帯として受け継ぐ一方で、年貢の減免について郡奉行手代や代官手代を引き連れて廻村するといった職務を担当している。さらに翌一八五六年（同三）九月には今度は代官・代官手代以下の筋分が廃止されることになる。この時にも地方役人の配置換えが行なわれたが、一月になると忠真が一八二八年（文政一一）に行なったような大幅な役人の人員整理と配置換えが行なわれるのである。しかしながらこれもまた、一八六一年（文久元）一月に家中扶持米の五ヶ年減免が実施されると、地方支配の面でも公事方・勸農方が「打込」で支配するように命じられた。海防政策の展開や幕末の社会状況のなかで藩当局もまた試行錯誤をくりかえしていたのである。

そうしたなか、忠真の改革以降次第に藩の地方支配を担ってきつつあった組合村や取締役が、さらに重要な位置を占めるようになってくる。それに応じて組合村の構成自体もまたいくつかの変遷を示すのである。表11はそうした組合村の構成の変化を示したものである。

まず一八三七年（天保八）段階の組合村を、第一節で詳述した一八三一年（同二）段階と比較してみると、中筋では庄内組合（南足柄市方面）が中沼組合と荻野岩組合に分かれ、小田原府内（小田原市方面）が土手内組合から分立している。また東筋では、真鶴村や岩村が含まれる早川組合が土肥筋組合と合体して、片浦筋土肥筋組合一四か村となっている。さらに藩領の変化もあって、東筋の組合村では若干の構成村数の増減もみられる。これが一八四三年（同一四）ころになると、各組合村の村数についてはほとんど変わらないが、それまで中筋であ

第5章 幕末維新期の真鶴

表11]『小田原藩における組合村構成の変遷

I 筋分け以前の組合村構成(天保8年4月)

『二宮尊徳全集』第15巻 P231

筋	組 合 村 名 (村数)		
中 筋	蓮正寺村組合 (9)	吉田島村組合 (7)	和田河原村組合 (8)
	穴部村組合 (11)	中沼村組合 (8)	茆野岩村組合 (6)
	松田組合 (5)	東山家組合 (9)	西山家組合 (9)
	土手内組合 (8)	小田原府内 (8)	*登り筋組合 (16)
東 筋	東往還通組合 (9)	曾我通組合 (7)	府中通組合 (16)
	川通組合 (8)	片浦筋土肥筋組合 (14)	御伝馬替地組合 (4+7)

II 筋分け以後の組合村構成(天保14年ころ) 『神奈川県史』資料編5 近世(2) P145

筋	組 合 村 名 (村数)		
中筋	蓮正寺村組合 (9)	吉田島村組合 (7)	和田河原村組合 (8)
	穴部村組合 (11)	中沼村組合 (8)	茆野岩村組合 (6)
	松田組合 (5)	東山家組合 (9)	西山家組合 (9)
	土手内組合 (8)	小田原府内 (8)	
西筋	御厨北方組合 (11)	御厨坂下組合 (11)	御厨中筋組合 (12)
	御厨南筋組合 (11)	御厨原方組合 (14)	御厨八ヶ郷組合 (8)
	御厨下郷組合 (10)	*登筋組合 (15)	
東筋	東往還通組合 (9)	曾我通組合 (7)	府中通組合 (16)
	川通組合 (8)	※片浦筋土肥筋組合 (14)	御伝馬替地組合 (4+7)
	駿州富士郡組合 (5)	豆州駿東郡組合 (5)	
	豆州田方郡組合 (7)	豆州君沢郡組合 (8)	豆州内浦組合 (5)
三浦郡 御代知	足柄上郡 (9)	足柄下郡 (3)	
	大住郡 (17)	洵綾郡 (5)	愛甲郡 (3) 津久井県 (3)

III 幕末の組合村構成(安政2年1月)

『小田原市史』史料編近世III 史料No.1

筋	組	合	村	名 (村数)
中筋	蓮正寺組合(11)	吉田島組合(8)	和田河原組合(8)	
	穴部組合(11)	中沼組合(8)	茑野岩村組合(6)	
	川村(松田)組合(5)	東山家組合(9)	西山家組合(9)	
	土手内組合(10)	小田原府内(5)		
西筋	*登筋組合(16)	※片浦筋組合(8)	※土肥筋組合(6)	
	御厨北筋組合(10)	御厨坂下組合(11)	御厨中筋組合(12)	
	御厨南筋組合(11)	御厨原方組合(14)	御厨八ヶ郷組合(8)	
	御厨下郷組合(10)	豆州田方郡組合(7)	豆州君沢郡組合(8)	
	豆州内浦組合(5)	駿州富士郡組合(5)	駿州駿東郡組合(5)	
東筋	往還通組合(12)	曾我通組合(7)	府中通組合(16)	
	川通組合(9)	御伝馬替地組合(12)		
	上町村組合(8)	津久井県組合(17)	曾屋組合(8)	
	山田組合(9)	須賀組合(11)	大磯宿 平塚宿	

った登筋組合（箱根町方面）が西筋となり、御厨領（御殿場市方面）以外の駿河の組合村や伊豆の組合村が東筋に加えられている。この契機となったのは、これも第一節で述べた一八三七年（天保八）九月の役方筋分であった。

ところで一八四三年は浦賀援兵の解除と下田援兵の拜命にともなって、三浦郡の領地が上知された年であった。この時新たに新領地として組み込まれた村々は、その後組合村として編成されていくことになる。一八五五年（安政二）の組合村の構成は、そうした組合村体制の最終局面を示すものである。海防政策は小田原藩内部の地方支配についても大きな影響を与えることになったのである。さらにここでもう一つ注目したいのは、片浦筋・土肥筋組合が再び片浦筋組合八か村と土肥筋組合六か村に分かれ、西筋に組み込まれていることである。また、ここでは駿河の駿東郡組合と伊豆の三組合も西筋に組み替えられている。相模国に限っていえば、これによって地理的には酒匂川から東が東筋の組合、西側が中筋組合で、西端の国境に面した登筋・片浦筋・土肥筋組合が西筋といった体制に集約されることとなったのである。

片浦筋と土肥筋が支配のうえで一体化されたり、分離されたりしたことは先に述べた通りであるが、若干の例外を残しつつも、天保以降は一応大まかにはこのような変遷をたどったことが確認できる。この点で興味深いのは、相模の組合取締役らが村に訪れる御師や御免勅化を規制するために締結した一八五四年（安政元）七月の議定書である。この議定書は当初一九人の組合取締役が連印していたが、その後二〇人、二一人と増えている。このうち二〇人連印の議定書（『小田原市史』近世Ⅲ No.221）には真鶴村名主台右衛門の名がみえ、二一人のものにはこれに吉浜村の名主彦右衛門が加わっている（『南足柄市史』3 No.6）。おそらくこのころに片浦筋組合と土肥筋組合が分かれて把握されるようになったのであろう。またこれ以前、嘉永年間（一八四八～五三）の中ごろに

は真鶴周辺の村々の支配が東筋の代官から西筋の代官に移ったことが確認できる（『湯河原町史』第一巻近世編所収の御用留参照）。嘉永期は真鶴周辺の組合村にとって一つの転機となった時期であった。

組合村の頻繁な変遷は、先にも述べた通り、それだけ組合村が地方支配のなかで重要な位置を占めるようになっていたことを示している。実際各種の冥加金や夫役金といった上納金、海防や農兵などの夫役、田穀や開発などの勸農政策、組合主段金などの講・無尽政策、三筋の非常備金、各種の書上類などは組合村を通じて行なわれた。その中心となったのが組合取締役であった。真鶴村の台右衛門は片浦筋組合の組合取締役としてこうした業務を担っていたのである。さらに幕末になると、相模における三筋の成立を受けてのことであろう、組合取締役のうえに三筋惣代取締役という役職が設置されることになるのである。

京都守衛と村筒

一八五八年（安政五）の五ヶ国修好通商条約締結で海防軍役から解放された小田原藩であったが、緊迫の度合いを増す時代のなかで関東有数の譜代藩がそのまま自由であるはずもなかった。海防にかわって小田原藩に課せられた軍役は京都の警備である。時まさに会津・薩摩藩らの公武合体派と長州藩らの尊王攘夷派が、京都において鐔^{つばね}競り合いをくり返していた時期であった。

一八六三年（文久三）四月、上洛していた將軍家茂^{いとも}は、尊王攘夷を主張する朝廷側勢力に押されて攘夷の期日を五月一〇日とする返答を上奏し、御所警備のための御親兵派遣を承諾した。一〇万石以上の大名から一万石につき一人の割合で御親兵を出すというのである。小田原藩から御番頭代有浦章ら一〇人の御親兵が派遣されたのは六月二五日のことで、有浦らは御親兵御用掛三条実美^{さねよし}のもとで平唐門御番所の守衛を担当することになった。

ところが、公武合体派が京都から尊攘派を一掃した、いわゆる八月一八日の政変が起きると、三条のもとで警備にあたっていた小田原藩の御親兵は三条らの「七卿落ち」に付き従うことになる。もっとも、一八日の夜には三

条らの守衛担当を解除されたから、これもその限りのことであつた。その後小田原藩の御親兵は非常時御所警衛加勢を命じられたが、九月にはそれも解除されている。

八月一八日の政変で公武合体派が勢力をもち返した京都では、長州征討軍の準備が進められ、一気に緊張が高まってきていた。そうしたなか、一八六四年（元治元）五月に、小田原藩主大久保忠礼（ただのり）に対して今度は京都守衛の命が下された。忠礼は自ら出陣を決意し、六月一〇日に総勢一〇五八人からなる藩兵を率いて小田原を出立した。またこの日小田原藩の江戸留守居は、幕府から箱根御所守衛の強化を命じられている。東西で活発化していた尊攘急進派浪士のテロ活動が江戸へ波及するのを恐れたためで、これに付随してほかの五関所の警備強化がはかられたことはいふまでもない。

小田原藩の藩兵が京都に到着したのは二三日のことであつたが、ここで守衛隊は世にいう禁門の変に遭遇することになる。京都での失地回復をめざす長州藩は、福原越後ら三家老が兵を率いて上京し、七月一九日、ついに御所蛤御門の近辺で会津・薩摩藩と戦闘に入った。戦闘開始の報に接した小田原藩兵は、すぐさま騎乗した忠礼に率いられて尾張・紀州の両藩とともに日御門番所に駆けつけるとともに、要請に応じて御所内の守衛にあたつた。翌二〇日には長州藩兵が籠（こも）る天竜寺に対して薩摩藩を中心として総攻撃がかけられた。小田原藩でも朱俣口を守る藩兵から人数を割いて兵を送ったが、ついに戦闘には参加しないままに終わっている。藩主忠礼に帰陣の許可が降りたのは二五日のことである。一方、禁門の変の報を受けた国元ではすぐさま加勢人数二五〇人を準備し、二六日に送り出している。小田原藩の京都守衛の任務が解除されたのは翌一八六五年（慶応元）一月のことであつた。

戦闘には参加しなかったとはいえ、禁門の変に遭遇したことは藩兵に付き従つて上京していた村筒にも大きな

衝撃を与えた。京都守衛に動員された村簡は四四人で、京都に到着した後は帰国することになっていたが、結局一六人がそのまま滞在していた。そこで一〇月には村簡小頭一二人が連名で京都守衛の遠国勤めを免除してほしいとする嘆願書を藩に提出している。禁門の変には「誠にもって驚き入り、その節の儀は申し上げがたき格外の勤仕、実々難渋覚えざる事」で、そのうえこのまま遠国勤めが続いて家を留守にすれば、諸作の手入れはもちろんのこと、万事に差し支えて困窮が嵩むというのである（『御殿場市史』第二巻）。また、御厨領茱萸沢村（御殿場市）の村簡嘉兵衛は、京都の寒さや滞在費用への不安を訴えて、早く交代させてほしいとする書簡を小頭に送っている（『同前書』）。海防に引き続き続く役負担で村簡の疲労も極地に達していたことがうかがえる。

一方村方でも、例えば狩野村（南足柄市）では、藩主の上京に際して博奕・火の用心・押込盗賊・野荒らしなど治安に対処する議定が結ばれるなど、次第に緊迫した時代の空気を肌で感じるようになってきていた（『南足柄市史』3 No.10）。また、それにもなう新たな負担も次第に村方を圧迫しはじめており、中筋中沼組合では、藩主の上京にもなう出費や諸役・高掛り物に対する過分の出銭、米穀諸色高といった現実のなかで、一八六六年（慶応二）六月に改めて質素儉約を申し合せている（南足柄市 加藤英雄家文書）。そうしたなか、同年一月には軍制改革・地震・藩主の上京・長州征討などで多大の出費がかかっていると、組合村ごとに冥加金の献納を命じている（同家文書）。領内の困苦にかんがみて藩主上京と長州征討御進発の夫役金あわせて二〇〇〇両を用捨するかわりであると述べてはいるものの、一村立てに組合村限りに冥加金を募るといっているのであるから、領民にとって負担であることに変わりはない。

箱根戦争と真鶴

京都守衛に上京したことは、小田原藩をして時代の趨勢を読むのに有効であったと思われるが、それでも幕府崩壊への急激な流れのなかで小田原藩はその流れを読み誤ることになってし

まう。

一八六六年（慶応二）一二月に將軍職を継いだ徳川慶喜は、翌一八六七年（同三）一月一日、倒幕派の機先を制して朝廷に大政奉還を願ひ出た。それでも国政の主導権は幕府の側に委ねられると読んだのであるが、そうした期待も空しく、翌二月九日には王政復古の大号令が発せられた。

九月に甲府城代就任を命じられていた小田原藩主大久保忠礼は、この時期こうした京都の動静を読み切れないままに、江戸に待機して在番を控えていた。朝廷から上京の命が下った際にも、甲府城代就任を理由に家老加藤直衛・大目付中垣斎宮らを京都に派遣して自らはそのまま江戸を動かなかった。それでも二月二日には分藩である荻野山中藩の陣屋（厚木市）が薩摩藩の浪士に襲撃されると、直ちに藩兵を派遣するなど小田原藩をめぐむる状況も一段と厳しさを増していった。忠礼がようやく重い腰をあげ、藩兵二〇〇人と夫人馬を率いて甲府在番に出発したのはその二日後のことである。

明けて翌一八六八年（明治元）、一月三日に始まった鳥羽・伏見の戦いで幕府軍が惨敗すると、時代はさらに急転回をみせていく。幕府軍の敗北が決した六日の深夜に、將軍慶喜は大坂城を脱出して海路江戸へ向かった。当初慶喜は薩長軍と一戦を交える覚悟であったようで、一日には忠礼の甲府城代の任務を解いて箱根関所と領内の警備の強化を命じている。一方朝廷も七日に慶喜の追討令を発して倒幕の準備に入ると、二月三日には天皇親征の詔を発して、總裁有栖川宮熾仁親王を東征大総督とする東征軍が組織された。東征軍が京都を出発したのは一日から三日にかけてのことで、朝廷への画策に失敗した慶喜は、二月のはじめから絶対恭順に態度を変えて、一二日には上野の寛永寺に引きこもった。江戸城が無血開城したのは四月一日のことである。

東征軍が京都を出発したころ、小田原藩では組合村を通じて農兵を取り立てることを命じている。もっとも、

農兵といっても軍事御用として組織するのではなく、常陸や下野で起こった世直し一揆や前年の萩野山中藩陣屋襲撃など、不穏な情勢下で領内の村々を農民自身の手で守らせようとしたのである（開成町 草柳才助家文書）。その一方で東征軍が東上してくると、加藤直衛や中垣斎宮らを使節として派遣し、二月二七日には藤枝宿で、参謀方海江田武治に対して勤皇の請書を提出している。この勤皇の請書については三筋惣代取締役を通じて組合村々にも伝達された（同家文書）。京都の情勢に精通していた加藤らを中心として、朝廷に与（よ）することを明確にしていたわけで、事実領内村々に対しては東征軍への人馬の提供を命じていたし、三月一日には箱根・根府川関所の管轄を薩摩藩・長州藩に委ねている。有栖川宮大総督に率いられた東征軍の本隊が小田原に到着したのは閏四月一日のことであった。

ところがその翌日、突如武装した一団が真鶴湊に上陸してきた。隊長伊庭八郎に率いられた旧幕府軍の一つ遊撃隊の残党で、下総国請西藩主林昌之助忠崇とともに海路小田原をめざして来たのである。小田原に入った遊撃隊は、城内三之丸内の城代杉浦平大夫宅で、藩主忠礼が先頭に立って薩長と戦うことを求めたが、受け入れられないと知ると、そのまま熱海から沼津へと向かった。遊撃隊の真鶴上陸は、思えばその時点で小田原藩の前途に暗い影を投げかけていたのであるが、それでもこの段階では中垣らを遊撃隊の説諭のために御厨に派遣したり、五月一日には先鋒副総督の命によって三〇〇人の甲府援兵隊を派遣するなど、一貫して朝廷の側に立って行動していた。

しかしながら、五月一五日に江戸上野で新政府軍と彰義隊の間で戦闘が始まると、駿河方面に屯集していた遊撃隊の活動がにわかに活発化してきた。沼津藩に身柄を預けられていた遊撃隊の隊員もまた沼津を脱出して箱根に向かっていた。そして五月一七日、小田原城に入った豆相軍監中井範五郎・三雲為一郎から遊撃隊追討の命が

下ると小田原藩では早速藩兵を派遣し、ついに二〇日の七ツ時（午後三時ころ）から箱根宿において遊撃隊と戦闘状態に入ったのである。ところが翌二一日になると、事態は思わぬ方向へと展開していくことになる。遊撃隊との交渉で和睦がなされたのである。交渉の過程では、とくに藩士加藤市大夫の惣領で遊撃隊に参加していた加藤音弥が、渡辺了叟や関小左衛門らの重臣と談判してこれを説得したといわれている。しかもこの日、軍監中井範五郎と新政府軍一三人が遊撃隊の手で殺害され、三雲もまた辛うじて船で小田原を脱出するという事件が起きている。事態はもはや後戻りのできない局面に達しつつあったが、だからといって小田原藩に確固たる信念があったわけでもない。それでもこのころには領内の村々に対しても組合取締役を通じて新政府軍と一戦を交える覚悟を伝えていたので、それなりの覚悟をしていたことは確かであろう（小田原市 石井光典家文書）。しかしながら、こうした佐幕派の台頭と行動は、勤皇化を進めてきた家臣たちにとってみれば、暴挙以外の何ものでもなかった。とりわけ京都での情勢を熟知していた中垣斎宮らは、江戸藩邸でこの報に接すると取るものもとりにえず小田原に急行した。

二三日に小田原に到着した中垣は、渡辺ら重臣たちと粘り強く議論を交わし、ついに藩論を勤皇に引き戻すことに成功した。それによって翌二四日には遊撃隊も城下からの脱出を開始したが、すでに新政府軍内部では軍監の一件をめぐる問罪使を派遣することを決めていた。二五日、大磯宿に着陣した問罪使穂波三位らに対して、家老岩瀬大江進・年寄蜂屋重大夫らが返答書を提出したが、とても問罪使を納得させるものではなかった。結局納得させるためには、勤皇の実効を具体的に示す必要があり、それには遊撃隊を討滅してみせるしか道は残されていないかった。こうして箱根戦争の第二段階目、山崎の戦いが始まる。二六日、新政府軍が背後で見守るなかで小田原藩は、遊撃隊との決死の戦いに向かった。箱根山崎での戦闘は半日にもおよび、死者一〇人・負傷者四〇

人という損害を負いながらも、ようやく遊撃隊を撃退することに成功したのである。この日藩主忠礼は小田原大工町本源寺で謹慎に入っている。

山崎の戦いが終わると、新政府軍による本格的な責任追及が始まり、渡辺了叟・吉野大炊介・早川矢柄・関小左衛門らに対する尋問が開始された。この四人が首謀者とみなされたわけであるが、藩当局は一〇月に渡辺一人に切腹を命じて事態の收拾をはかっている。一方これと並行するように、家老岩瀬大江進が死を賭して藩主の助命を嘆願したことをはじめとして、家臣一同や小田原宿役人、さらには神主にいたるまで、領内全般をあげて藩主の助命ないしは寛大な処置を願う訴願がくり返された。処分が申し渡されたのは九月のことで、忠礼は永蟄居となり、一〇月には分藩である荻野山中藩主大久保忠良の家督相続が許可された。

新たな時代へ

新政府軍への反逆の罪が問われたわりには小田原藩の処分は意外に軽いものであったといえよう。とはいえ、それで反逆の罪が消えるわけでもなく、新政府への、そして朝廷への恭順の意思を明らかにするためにも小田原藩は、新政府の意向に応じた体制を急速に整えていく必要があった。

明治新政府は一八六八年（明治元）一〇月二八日に各藩を地方機関として組織するための準則である藩治職制を公布したことを皮切りに、矢継ぎ早に藩制の改革に関する法則を公布して中央への集権化をはかっていた。藩治職制では、別紙をもって藩の幹部の職名と職掌、藩主と太政官との権限関係、職制制定上の留意点などが申し渡されたが、とくに藩の幹部については、従来の家老制にかわって執政・参与・公議人を制定して簡易かつ均一な職制を敷くこととされた。小田原藩では一八六九年（同二）六月一日に藩主忠良が直書をもって本格的な改革の実施を宣言した（『明治小田原町誌』上巻）。これ以降職制・兵制・藩校の改革が急速に進められていくことになるのである（小田原市図書館 片岡文書）。

職制の改革では、藩の幹部として留後（旧城代）、執政（旧家老）、参政（旧年寄）、公議人を置いたのをはじめとして、従来の御番帳入を一〜六等官に、御番帳外を七〜九等官に分け、それぞれの等級に応じて官職が定められた。兵制の改革では、職員を除く一〜六等官の人員を門閥にかかわらず皆兵として組織することとし、兵士は四人の番師のもと四隊に振り分けられ、これとは別に上等兵士として藩主の親衛隊が設けられた。また、藩校の改革では、諸稽古所奉行が廃止され、執政・参与らが交代で監督する体制が敷かれ、改革の趣旨を体现するための教育機関としての機能強化がはかられた。この時藩校の名称も正式に文武館と改称されている。続いて六月一七日には各藩の藩主を知藩事（藩知事）として、知藩事家と藩政府の財政を区分することを内容とする「庶務改革」が公布された。忠良が藩知事に任命されたのは六月一九日のことで、九月二八日には忠礼の永蟄居も赦免となっている。こうした動向を受けて一〇月一三日には三等官以上の官職班席が改正され、大参事・公議人・少参事を中心とする職制に改められた。

さらに明治政府は、翌一八七〇年（同三）九月一〇日に藩知事・大参事・少参事以下の藩の職掌分課を定める「藩制」の布告を行なって、藩の一層の画一化を進めた。藩知事忠良は、一〇月一九日に再び直書を出して、家臣の班席を廃止して士族と卒の二つに分けること、職員の等級を改正することを申し渡した（『明治小田原町誌』上巻）。これによって職員の等級は、九等大参事、一〇等権大参事、一一等少参事以下一六等までと等外に分けられ、それぞれの等級に応じて改めて役職が配分された。また、十一月一七日には従来の禄高を廃止し、士・卒それぞれの定録（給料）と職員に対する俸給が定められた（小田原市 岩瀬正直家文書）。

こうした藩内部での改革が一段落すると、今度は地方の支配についても改革の波が押し寄せてきた。十一月一八日には村々の名主・組頭・百姓に対して、改革の趣旨を伝える「御規則」が出された（南足柄市 奥津清家

文書)。ここでは朝廷の布令を厳守することが第一とされたが、続いて組合取締役に対して、改正の趣旨を徹底させるために、生産活動や村での生活の細部にわたるまでを規制した二五か条の「御規則」が申し渡された。またこの日、非常時の災害などに備えるため、村々で一軒ごとに一日に三文ずつ積み立てる義倉の法を実施することを申し渡している。さらに翌一二月には小田原の町政改革についても改革が申し渡されたのである（『明治小田原町誌』上巻）。これらによって領内の町や村の組織も次第に整えられていったが、とくに翌一八七一年（同四）二月には、各村の村役人を入札によって公選することが組合村を単位として行なわれ、新たに村役人の給料が定められた。

このように小田原藩の改革は、明治政府の方針にのっとってまさに急激に進められていったわけであるが、当の明治政府内部では、中央集権化と欧化政策を追求するなかで、次第に廃藩の議論が高まってきていた。とくに六月二五日に政府首脳部の大人事異動が断行されると、ひそかに廃藩置県の準備が進められていくことになったのである。そして七月一四日、突如廃藩置県の詔書が発令された。これによって藩知事は罷免となり、小田原藩には小田原県が置かれたが、これも一月一四日には足柄県と改められ、参事として柏木忠俊（のち県令）が就任した。忠良が小田原を後にして東京に向かったのが九月三日で、忠礼は一月一八日に小田原を立っている。

明治四年の岩村の「御配府留帳」（真鶴町教育委員会蔵）にはこの詔書の内容が、そのままひっそりと書き込まれている。これを書き込んだ人物が、そしてこれを伝え聞いた当時の人々が、その事実をどんな気持ちで受け取ったのか知る由もないが、それが新たな時代を告げることだけは肌で感じられたことであろう。旧藩主の旅立ちは、真鶴の人々にとってもそうした新たな時代への旅立ちであった。